

(平成29年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業)

平成29年度
福祉用具貸与価格の見える化に関する研究事業
報 告 書

平成30年3月
公益財団法人テクノエイド協会

は じ め に

本報告書は、平成２９年度老人保健健康増進等事業の一環として、厚生労働省から補助金の交付を受けて実施した「福祉用具貸与価格の見える化に関する研究事業」の成果を取りまとめたものである。

「介護保険制度の見直しに関する意見」（平成２８年１２月９日社会保障審議会介護保険部会）において、福祉用具については、適切な貸与価格を確保する観点から「全国平均貸与価格を公表する仕組みを作ることが適当である」とされた。

本事業においては、「介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえ、福祉用具の全国平均貸与価格を商品ごとに把握し、公表する仕組みを構築するため、福祉用具貸与の保険給付がなされている全ての福祉用具について、新たに届出をしていただくシステム（届出システム）を構築し、当該用具とコードの紐付けを行い、もって広く周知することにより、介護給付費請求書へのコード記載の徹底を図る仕組みを設け、平成２９年９月から約１か月間、本事業で開発した仕組みを活用して届出コードを付番し、継続的な事業の実施に向けた有効性を確認した。

加えて、本事業では、コードを付与した用具情報とＴＡＩＳ登録情報を活用し、国民健康保険中央会等と連携して、当該用具に係る「全国平均貸与価格」及び「１標準偏差」等の価格情報を公表するためのシステムの連携手順を検討した。

これにより、平成３０年度から実施が予定される「福祉用具貸与価格適正化推進事業」が滞りなく執り行われることに寄与すれば幸いである。

また、最後に、本事業の実施においてご協力いただいた、国民健康保険中央会及び日本福祉用具・生活支援用具協会、日本福祉用具供給協会、日本福祉用具専門相談員協会及び福祉用具関係者の皆様には深謝する次第である。

平成３０年３月

公益財団法人テクノエイド協会

目次

第1部 本編

I. 事業概要	1
1. 事業の目的	1
2. 事業の内容	1
3. 事業推進会議の設置（参加者）	2
4. 実施経過	3
5. 事業推進会議の開催	3
II. 貸与価格の見える化に関するヒアリング調査等の実施	4
1. ヒアリング調査等の実施	4
2. 届出にあたって検討事項と対応方策	4
III. 福祉用具届出システムの開発	6
1. 届出システム開発の目的	6
2. 福祉用具情報の収集と提供の流れ	6
3. 届出システムの全体像	8
4. 届出の内容	10
5. 届出の結果	11
6. 届出に伴うコード付与等にあたっての課題	12
IV. 貸与価格情報提供の在り方に関する検討	14
1. 商品コード一覧の公開	14
2. 価格情報の収集及び公表にあたって	15
V. 貸与価格情報の提供システムについて	16
1. 価格情報の提供システムの在り方について	16
2. 福祉用具情報システム（T A I S）の改修	16
3. コード一覧による価格情報の提供	17
VI. 本事業のまとめ	18

第2部 資料編

- 参考1 各都道府県等介護保険主管課（室）宛
厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡（平成29年10月19日）
・介護給付費明細書に記載する福祉用具貸与の商品コードについて 19
- 参考2 各都道府県等介護保険主管課（室）宛
厚生労働省老健局高齢者支援課長通知
（平成29年8月25日付老高発0825号第1号）
・福祉用具貸与価格の全国的な状況の把握について 23
- 参考3 介護保険における貸与価格の見える化を推進するための
福祉用具情報の届出について（平成29年8月25日） 27
- 参考4 福祉用具情報の収集・提供の流れ（予定） 29
- 参考5 「福祉用具届出システム」利用の手引き
（平成29年8月25日時点） 31
- 参考6 「福祉用具届出システム」に関するQ&A集
（平成29年8月25日現在） 51
- 参考7 全国介護保険担当課長会議資料（平成29年7月3日）
・全国介護保険担当課長会議資料（抜粋） 55

第 1 部 本編

I. 事業概要

1. 事業の目的

介護保険における福祉用具貸与価格の在り方については、平成28年12月、社会保障審議会介護保険部会において取り纏められた「介護保険制度の見直しに関する意見書」により、全ての福祉用具貸与の全国平均貸与価格を公表するとともに、福祉用具専門相談員に、貸与しようとする商品の全国平均貸与価格等を説明することや、機能や価格帯の異なる複数商品を提示することを義務づけ、さらには適切な貸与価格を確保するため、一定の上限を設けることが適当であるとなされた。

こうした状況を踏まえ、本事業では、福祉用具貸与の保険給付がなされている全ての福祉用具について、新たに届出をしていただくシステムを構築し、当該用具とコードの紐付けを行い、もって広く周知することにより、介護給付費請求書へのコード記載の徹底を図る仕組みを設けることとする。

加えて、本事業では、コードを付与した用具情報等を活用し、国民健康保険中央会等と連携して、当該用具に係る「全国平均貸与価格」及び「1標準偏差」等の価格情報を公表するシステムの在り方や手順を検討するとともに、実際に、介護保険福祉用具貸与価格情報公表システムを開発することとする。

これにより、介護保険における福祉用具貸与価格の見える化を推進するとともに、貸与価格のばらつきを抑制し、引いては適正な福祉用具貸与の実施に資することを目的とした。

2. 事業の内容

(1) 事業推進会議の設置等

本事業の実施にあたり、厚生労働省、国保中央会等の実務者担当者及び検討内容によっては、別途オブザーバー参加者からなる事業推進会議を当協会に設置した。

(2) 貸与価格の見える化に関するヒアリング調査等の実施

新たな届出をいただく用具情報の内容及び公表システムの在り方等について、保険者及び福祉用具の供給事業者、製造事業者等を対象にヒアリング調査を行うこととした。

(3) 保険給付の対象となる福祉用具届出システムの開発

上記(2)によるヒアリング調査等を踏まえ、保険給付の対象となる福祉用具(情報)を届出していただくシステムの在り方及び手順を検討し、実際に届出登録するためのシステムを開発した。

(4) 貸与価格情報提供の在り方に関する検討

上記(3)により収集した用具とコードの紐付けを行い、国民健康保険中央会等と連携して、当該用具に係る「全国平均貸与価格」及び「1標準偏差」等の価格情報を公表するシステムの在り方や手順、表示方法等を検討した。

(5) 貸与価格情報の提供システムの開発

上記(4)の結果を踏まえて、実際に、介護保険福祉用具貸与価格を公表するシステム開発を行うこととした。

(6) 事業報告書の作成

本事業による調査結果を報告書にとりまとめた。

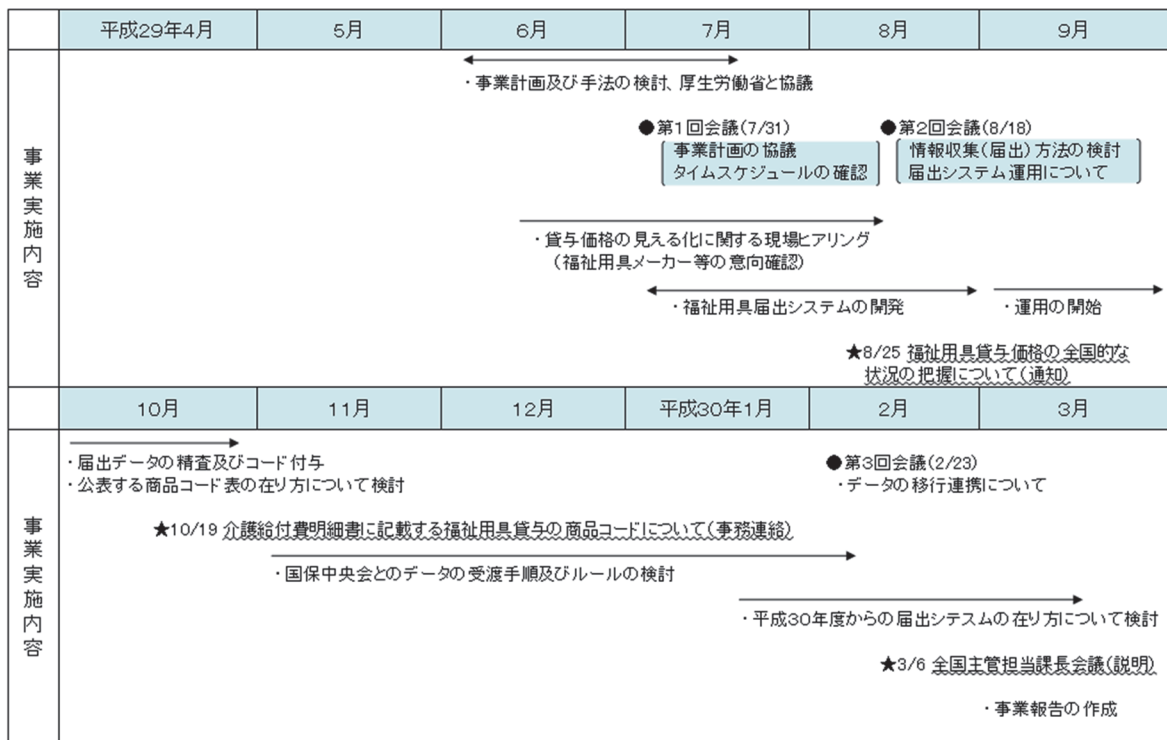
3. 事業推進会議の設置（参加者）

事業推進会議 参加者名簿

(敬称略)

氏 名	所 属
山本 弘樹	公益社団法人国民健康保険中央会 介護保険部介護保険課 課長代理
内田 悟史	公益社団法人国民健康保険中央会 介護保険部介護保険課 主任
小芝 佳祐	日本電気株式会社（システム開発担当）
清水 壮一	一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会 専務理事
本村 光節	一般社団法人日本福祉用具供給協会 専務理事
伊藤 広成	一般社団法人日本福祉用具供給協会 事務局次長
柳田磨利子	一般社団法人日本福祉用具専門相談員協会
中村 一男	一般社団法人日本福祉用具専門相談員協会
小林 毅	厚生労働省 老健局高齢者支援課 福祉用具・住宅改修指導官
平嶋 由人	厚生労働省 老健局高齢者支援課 福祉用具・住宅改修係長
長田 信一	公益財団法人テクノエイド協会 常務理事
五島 清国	公益財団法人テクノエイド協会 企画部長
加藤 智幸	公益財団法人テクノエイド協会 企画部
谷澤由香理	株式会社インターリスク総研 リスクマネジメント第三部

4. 実施経過



5. 事業推進会議の開催

(1) 第1回事業推進会議(平成29年7月31日)

(主な議事内容)

- 本事業の概要について
- 貸与価格の見える化を推進するための福祉用具データの収集について

(2) 第2回事業推進会議(平成29年8月18日)

(主な議事内容)

- 前回会議における主な意見と対応
- 福祉用具情報の収集・提供の流れ(イメージ)
- 届出システムの構築及び操作方法等

(3) 第3回事業推進会議(平成30年2月23日)

(主な議事内容)

- データの移行連携について
- 本格実施に向けた技術的課題の整理

II. 貸与価格の見える化に関するヒアリング調査等の実施

1. ヒアリング調査等の実施

本事業では事業推進会議を設置し、福祉用具貸与に係る関係組織・団体の方々に委員へ就任いただいた。よって、事業推進会議において実務レベルでの協議も実施できたことから、個別事業者等へのヒアリング調査は行わず、事業推進会議の開催及び議論をもって現場の意見等を収集し、本システムの在り方及び構築に反映することとした。

2. 届出にあたって検討事項と対応方策

関係団体が参加する事業推進会議を通じてヒアリングを行い、当面の検討事項を整理するとともに、その対応方策を協議した。

貸与商品の届出に伴う検討事項と対応方策

項目	会議における主な意見	対応方策
1. 届出の流れ	・ 誰が、何を、どのように対応しなければならないかのフローがあると分かり易い	・ メーカー等が理解しやすいよう、届出判断のフロー図を事務局にて作成し理解を深めることとする
2. T A I S 登録の推奨	・ T A I S 登録を推奨しているが、J A N コードで対応している企業もある	・ 既に削除した T A I S コードについて、請求実績が有る用具については、事務局において抽出し、今回の届出は不要とする
3. コード表の見直し時期	・ 公表するコード表の見直しのタイミングについて、毎年実施となるとメーカーの手間となる	・ 基本的には厚生労働省にて決定する事項（別途検討）
4. 介護報酬請求時の対応スケジュール	・ 国保中央会としてはまず、5桁―6桁入力のチェックの対応から、平成30年10月請求分からは上限価格での請求対応に関するシステム構築が必要	・ 届出期間を9月末までとし、当面、現在流通している用具のリストを10月上旬に作成する
5. メーカー廃業等	・ メーカーが廃業となっている場合の対応はどうするか	・ 廃業したメーカーの商品を取り扱っている貸与事業者等から事務局へご連絡いただき、個別に対応することを検討することとする

項目	会議における主な意見	対応方策
6. 給付費明細のエビデンス	・ 様式2と全く同様の様式を利用していない貸与事業者も多い。 ・ マスキングが手間	・ 様式2の見本どおり出力できない場合は、同様の内容が確認できれば別様式であっても「可」とする
7. 請求時のチェック	・ 5桁－6桁以外の請求は返戻にするなど強制力をもって対応いただきたい	・ 基本的には厚生労働省にて決定する事項（別途検討）
8. 周知、通知文の作成	・ 早急に厚労省より通知を発信いただきたい	・ 厚生労働省にて対応 ・ テクノエイド協会においては、製造事業者・輸入事業者約960社あてに届出依頼を行うこととする ・ 協会が把握している全ての事業者を対象に行う予定、なお、本件については、関係団体においても周知をお願いしたい旨を確認
9. コードの検索	・ コードが検索できるといい	・ T A I Sコードは、現状の検索システム及び携帯サイトを活用いただく ・ 公表するコード表の取扱いについては、別途検討することとする
10. 給付と請求のタイミング	・ 給付タイミングと請求タイミングが異なるので、その配慮が必要	・ 給付時における届出を可能とする。但し、2か月以内に請求実績を証明する書類を別途届出頂くこととする
11. T A I Sコードの取扱い	・ 請求実績なしの新たな機器についてT A I Sの登録で対応できるようにして欲しい。	・ T A I Sについては、現行通り、継続して情報収集する予定

Ⅲ. 福祉用具届出システムの開発

1. 届出システム開発の目的

本事業では、介護保険における福祉用具貸与価格の見える化を推進するため、福祉用具貸与の保険給付がなされているすべての福祉用具についてコードを付与し、介護給付費請求書へのコード記載の徹底を図ることで、当該用具に係る「**全国平均貸与価格**」及び「**1標準偏差**」等の価格情報を公表することで、貸与価格のばらつきを抑制し、引いては適正な福祉用具貸与の実施に資することを目的としている。

貸与されているすべての福祉用具についてコードを付与するにあたり、保険者及び福祉用具貸与事業者等の認知されている「**TAISコード（5桁－6桁）**」を活用することとした。

しかしながら、TAISコードを取得していない福祉用具についても一部ではあるものの貸与されていることから、TAIS未登録の福祉用具情報を収集し、新たに「**届出コード（5桁－6桁）**」を付与する必要がある、かつこれらの情報を適切かつ速やかに収集する必要が求められることから、今般「**福祉用具届出システム**」を開発することとした。

なお、本システムは届出する側の業務負担及び、後のデータの取扱いのし易さ等を考慮し、インターネットを活用して届出が行える仕組みとした。

2. 福祉用具情報の収集と提供の流れ

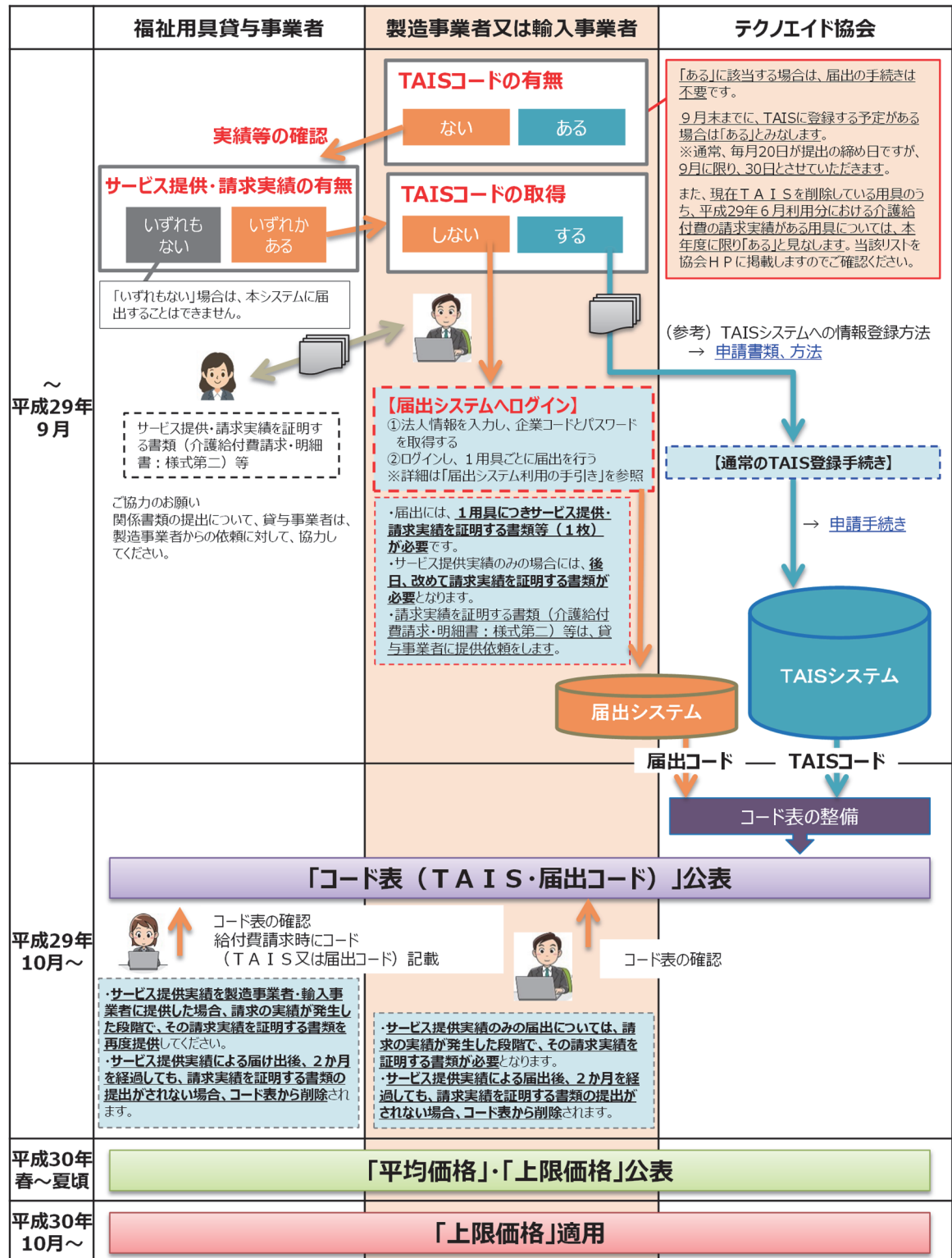
届出システムでは、TAIS未登録の福祉用具情報を収集することが目的であるが、TAIS登録又は未登録の把握ができるのは福祉用具製造・輸入事業者であることから、届出の主体は、福祉用具の製造・輸入事業者にすることとした。

ただし、当該製品が保険給付されている福祉用具で有るか否かは、福祉用具製造・輸入事業者では、把握が困難であることから、サービス提供や請求実績を証明する書類を貸与事業者から製造事業者等へ提供いただき、添付して届出する仕組みとした。

こうした貸与事業者と製造事業者等の協力により、TAIS登録されていない全ての商品情報の収集を行うこととした。

具体的な「**情報収集と提供の流れ**」を次頁に掲載する。また、届出システム利用の手引きについては、第2部の資料編を参考にされたい。

福祉用具情報の収集と提供の流れ



※本スケジュール等につきましては、あくまで現時点の予定であり、容赦なく変更する場合がありますのでご了承ください。

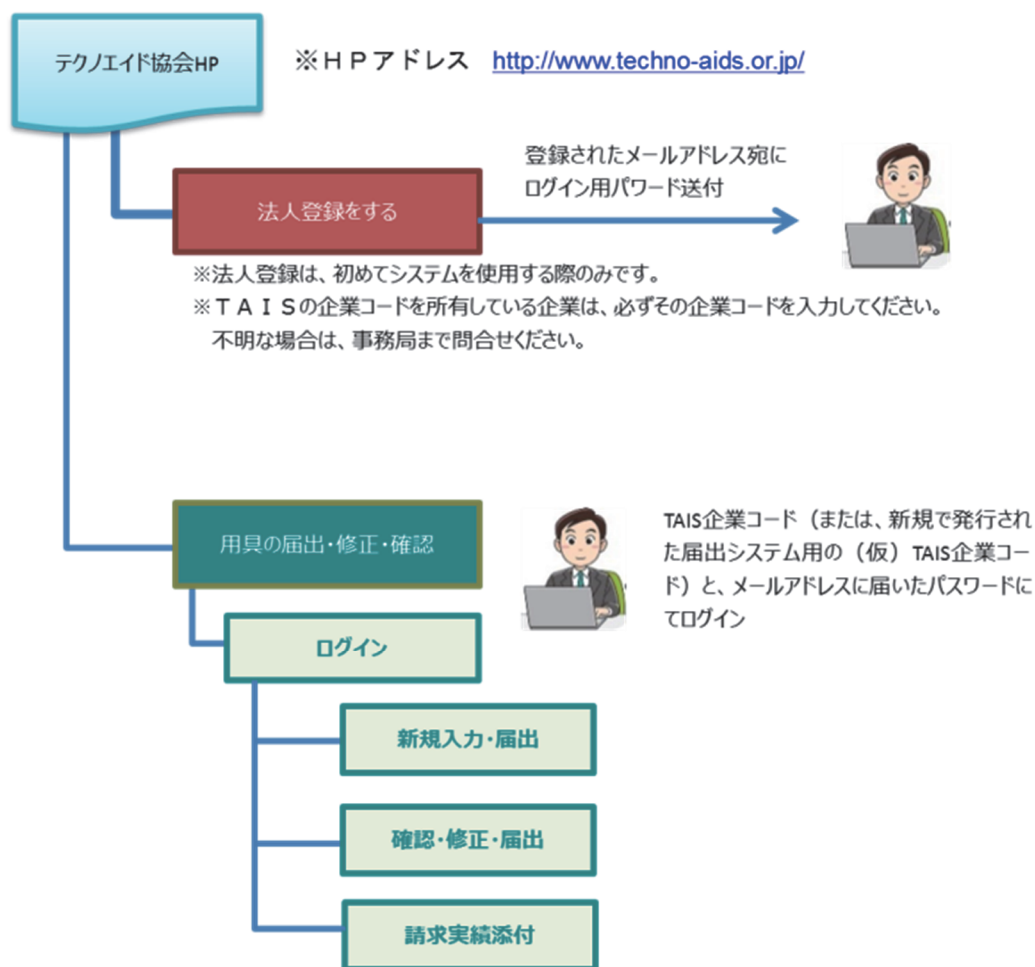
3. 届出システムの全体像

届出システムでは、法人登録を行うことで「企業コード（5桁）」を取得した上で用具登録を行ってもらう流れとし、TAISコードと同様に「企業コード（5桁）－用具コード（6桁）」の付与が行えるようにした。

また、既にTAIS登録のある企業については、TAISと同様の「企業コード（5桁）」を使用することとした。

届出システムについては、当協会ホームページ内の本事業専用ページからアクセスすることとした。

福祉用具届出システムの全体像



福祉用具届出システムの専用ホームページ



公益財団法人テクノエイド協会
The Association for Technical Aids(ATA)

Welcome to association for technical aids' home page

サイト内検索検索

協会紹介 | アクセス | リンク・著作権・免責事項 | 個人情報保護方針 | 情報公開 | 賛助会員 | リンク集

ホーム > 福祉用具貸与価格の見える化を推進するための「福祉用具届出システム」

> 福祉用具貸与価格の見える化を推進するための「福祉用具届出システム」 NEW!!

- 福祉用具貸与価格を把握するための商品コード一覧の公開 NEW!!
- 届出システムの目的
- 届出を行う者
- 届出期間
- 届出方法
- お問合せ先(事務局)
- 関連情報
- Q&A集

福祉用具貸与価格を把握するための商品コード一覧の公開 NEW!!

ページの先頭へ

介護給付費明細書に記載いただく「5桁-6桁(半角・英数字)」のコードについて、以下に公表します。
なお、平成29年10月の貸与分(11月の介護給付費請求分)から、T A I Sコード又は福祉用具届出コードの記載がない介護給付費の請求については、各国民健康保険団体連合会の審査において返戻することが予定されております。誤りなく正確に記載いただきますようお願いいたします。

- 福祉用具貸与価格を把握するための商品コード一覧(平成29年10月) (Excel形式: 1.27MB) NEW!!
 - ※「コード」欄にリンク先がある商品については、当協会の「福祉用具情報システム(T A I S)」において仕様や機能などの情報が確認できます。
 - ※「備考」欄に「Q」が記載されている商品については、当協会が貸与の給付対象と考えられる福祉用具として選定したものです。
- 各都道府県等介護保険主管課(室)宛 厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡(平成29年10月19日) NEW!!
 - ・介護給付費明細書に記載する福祉用具貸与の商品コードについて (PDF形式: 210KB)

届出システムの目的

ページの先頭へ

介護保険における福祉用具の給付のあり方については、平成28年12月9日に取りまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見(社会保障審議会介護保険部会)」において、制度の持続可能性を確保する一環として、適切な貸与価格を確保する等の観点から、下記の事項が明記され、平成30年10月から施行されることが予定されました。

- 国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握し、ホームページにおいて当該商品の全国平均貸与価格を公表する
- 貸与価格に一定の上限(全国平均貸与価格+1標準偏差)を設ける

厚生労働省においては、公益社団法人国民健康保険中央会、公益財団法人テクノエイド協会等と連携を図りながら、具体的な仕組みについて検討を進めており、去る7月3日の「全国介護保険担当課長会議」において、想定する見直し内容及びスケジュールについて周知されたところです。
こうした背景を踏まえ、この「福祉用具届出システム」は、福祉用具貸与価格の全国的な状況を把握するため、福祉用具製造・輸入事業者等にご協力を賜り、テクノエイド協会が運用するT A I S(福祉用具情報システム)に未登録の福祉用具のうち、貸与のサービス提供・請求実績のある用具について、届出していただくためのシステムです。

届出方法

ページの先頭へ

下記に掲載する「届出システム利用の手引き」をダウンロードし、所定の内容等を十分留意のうえ、1商品ずつ届出を行って下さい。
なお、記載内容の漏れや誤りなど、また添付書類の不備や不適切等が認められる場合には、公表するリストには反映されませんので留意してください。

- 届出システム利用の手引き(平成29年8月25日時点版) (PDF形式: 1.97MB)
 - ※手引きは運用状況により修正・更新する場合がありますので、ご注意ください。

初めて「福祉用具届出システム」を使用する方は、最初に「法人登録する」をクリックしてください。
法人登録後、パスワードを取得してください。

既にパスワードを取得している方は、こちらから商品に届出を行ってください。

法人登録する

用具の届出・修正・確認

※法人登録は終了しました。

※用具の届出は終了しました。

9

4. 届出の内容

本事業においては、福祉用具貸与の保険給付がなされている用具に限定した情報収集が目的であることから、用具の届出において請求実績を証明する書類（例：介護報酬請求書様式2）の画像データの添付を必須とした。

しかしながら、今回の情報収集期間が短期間であること。加えて、届出実施期間中にもサービス提供はされているが請求実績のない用具も存在することを勘案し、請求実績無しの場合でも届出を可能とした。但し、この場合には、翌月末までに請求実績を別途証明する書類の添付を必須とした。

届出にあたって必要とした情報

法人基本情報	福祉用具情報	給付実績等を確認するための関係資料 (用具ごとに請求実績を1件のみ提出)	
① 法人名 ② 法人名フリガナ ③ 国税庁法人番号 ④ 届出担当部署名 TEL FAX メールアドレス 住所 ⑤ 届出事務担当者名	① 商品名称 ② 型式 ③ 介護保険種目 ・サービス種類 ・サービス種目 ④ 希望小売価格 ⑤ 商品画像データ ⑥ 介護保険種目	(請求実績ありの場合) ① 直近の給付年月 ② 保険者番号 ③ 保険者名 ④ 請求事業者の事業者番号 ⑤ 事業者名称 ⑥ 電話番号 ⑦ 居宅サービス計画の事業者番号と事業所名称 ⑧ サービスコード ⑨ 単位数 ⑩ 摘要欄に記載したテキスト ⑪ 介護報酬請求様式2の画像データ	(請求実績無しの場合) ① 貸与開始年月 ② 貸与品目として提供している貸与事業者の事業者番号 ③ 事業者名称 ④ 電話番号 ⑤ 保険対象と認めた居宅サービス計画の事業者番号と名称 ⑥ サービスコード ⑦ 単位数 ⑧ 給付対象了解が得られている保険者番号と保険者名、担当部署、電話番号 ⑨ 貸与事業者のレンタルカタログの該当ページの画像データ (注意) この場合、後日、請求済み実績ができた段階で、請求実績情報をエビデンスとして提出いただき、一定期間中に実績提出が無ければ、コードを取り消すこととした。

5. 届出の結果

(1) T A I S 及び届出の結果について（平成29年9月末）

区 分	件数	備考
① 届出された商品の件数	1, 966	請求実績待ち（45件）を含む
② T A I Sコードを取得している件数	14, 189	
現在 T A I S を削除している用具のうち、平成29年6月利用分における介護給付費の請求実績がある用具	2, 443	
T A I S 登録済の件数	11, 746	
合 計(①+②)	16, 155	

注) 届出された商品のうち、既に T A I S 登録済み商品が27件あり、当該商品は公表するリストから除外することとした。

(2) 届出のあった情報の確認について

期間中に届出された情報について、以下の事項を確認のうえ、コード番号を付与することとした。

- 必要事項が入力されているか
- 同一法人において、商品名と型番が重複するものはないか
- T A I Sコード以外がエビデンス（適用欄等の記載）となっているか
→途中から、当該リストを含む既存 T A I Sコードの入力を不可とした
- 既に T A I Sコードのある商品又は当該リスト（削除データ）にある商品ではないか
- 写真
- 添付書類（証拠書類と入力内容）の確認
(請求実績あり場合)
 - ・適切な様式2が添付されているか
 - ・上記の内容が正しく入力されているか
 (給付実績のみの場合)
 - ・該当する製品のカatalogが添付されているか
 - ・上記の内容が正しく入力されているか

(3) 届出コード付与の考え方

届出コードの付与にあたっては、T A I Sコードと区分することとし、下記のとおりとした。

届出コード 90001 - Z00001
 ↓ ↓
 企業番号 商品番号

企業番号 …… T A I S に登録していない企業については、「9」から始まる5桁

※ T A I S 登録企業については、既存の T A I S 企業コードを使用することとした。

商品番号 …… “ 「Z」から始まる6桁

6. 届出に伴うコード付与等にあたっての課題

(1) コードの付与にあたって

今後、介護給付費請求に掲載される「T A I Sコード」又は「届出コード」をもとに、当該製品ごとに「全国平均貸与価格」や「貸与価格の上限」が公表される予定である。

こうした価格情報を適切に把握するためには、福祉用具貸与事業者の「T A I Sコード」又は「届出コード」の記載が必須であり、今後、記載のない福祉用具の請求は認められなくなる予定である。

「T A I Sコード」の取得については、常時、当協会にて行っているところであり当該製品についての詳細な情報はインターネットを通じて明確化され、介護現場における情報共有のツールとして大変役立つシステムとなっている。

一方、「届出コード」については、T A I Sコードを取得していない用具の取扱いであるが、今回は届出期間を定め、届出実施時点で貸与実績のある用具について情報収集を行い、届出コードを付与することができた。今後、新たに市場に流通する福祉用具について、T A I Sに登録せず流通させたいとする事業者等について、何をエビデンスに届出コードを付与するか、その方策検討が望まれる。

(2) 請求実績のない福祉用具へのコードの付与

本事業では、既に介護給付費請求の実績のある用具又は、特定の期間内で貸与実績（介護給付費請求）を示すことができる用具に限定して用具情報を収集し、届出コードを付与した。実績を確認することで、福祉用具としての貸与が適切ではない用具や貸与の実態から逸脱するような届出などが行われないうように是正した。

しかしながら、上記（１）でも記載したとおり、今後は給付実績のない用具（新商品など）についてもタイムリーなコード付与が望まれるところであり、利用者が求める福祉用具を円滑に給付するためには、給付実績に代わる確認手段が必要といえる。

当該製品が保険給付の対象であると認めた保険者の情報など、いたずらに保険給付の対象でないものが届出されることのないよう、収集すべき項目について十分に検討することが望まれる。

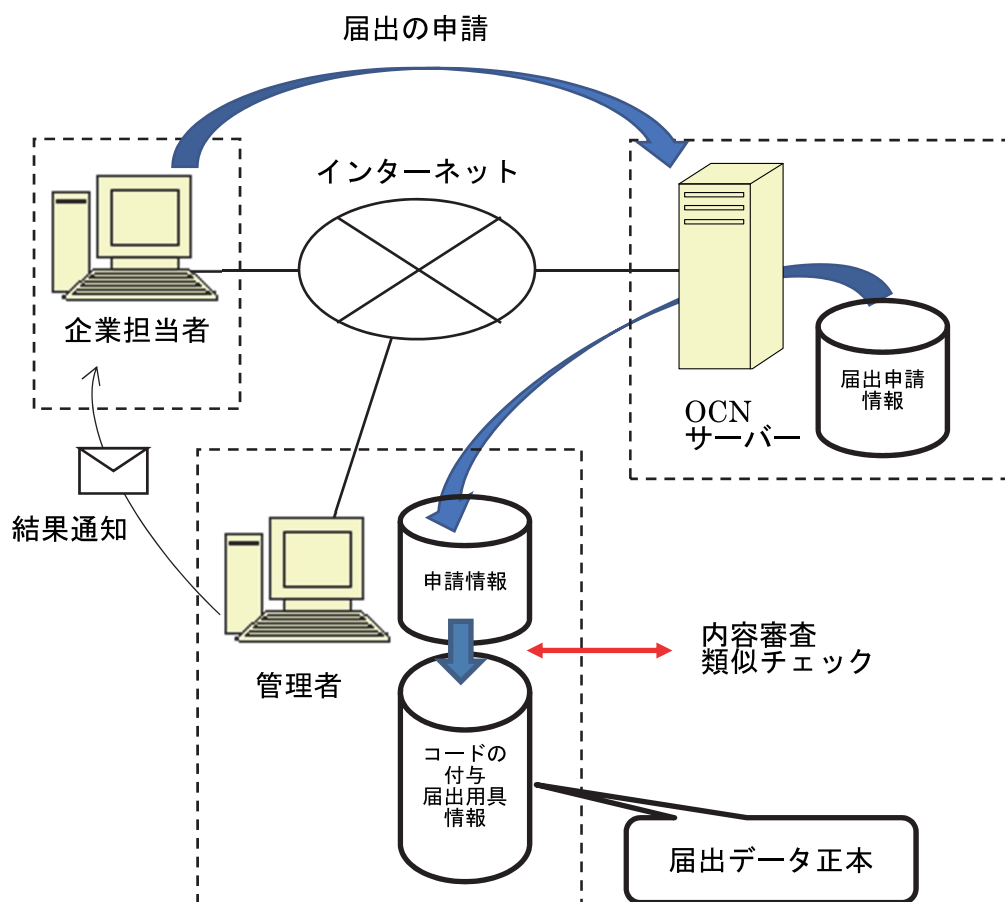
(3) 届出システムの改良

本事業では、これまで未整理であった全国で給付されている福祉用具情報を一から収集する必要があり、膨大な件数が見込まれたことから専用の届出システムを構築し、期間限定で公開することで短期間で情報収集及びコード付与ができた。

上記（１）及び（２）でも記載したとおり、今後は年間を通した届出を可能とする必要があり、管理者側としても福祉用具製造・輸入事業者から届出された情報を随時モニタリングし、速やかな内容確認とコード付与が求められるところである。

本格実施にあたっては、今回の試行を踏まえ、適切かつ効率的に届出システムのスキーム、さらには届出からコード付与までの対応フローや体制のあり方について検討する必要がある。

システム改良（案）イメージ



IV. 貸与価格情報提供の在り方に関する検討

1. 商品コード一覧の公開

貸与価格情報の提供にあたり、まずは貸与サービス事業者がどの商品をどの価格で利用者へ貸与しているのか、その実績を正確に収集する必要がある。

本事業では、現在、貸与されている全ての福祉用具（T A I Sコードを取得していないもの）について、コード番号を付与したところである。

その成果として、届出コードとT A I Sコードを一体化した商品コード一覧を作成し、当協会のホームページから、「福祉用具貸与価格を把握するための商品コード一覧（平成29年10月）」を公開したところである。

また、厚生労働省では、これを踏まえ、介護給付費請求時には、当該用具のコードを記載するよう、貸与サービス事業者等に対して徹底したところである。

福祉用具届出システムに係るホームページ

**公益財団法人テクノエイド協会**
The Association for Technical Aids(ATA)

Welcome to association for technical aids' home page

サイト内検索

協会紹介 | アクセス | リンク・著作権・免責事項 | 個人情報保護方針 | 情報公開 | 賛助会員 | リンク集

ホーム > 福祉用具貸与価格の見える化を推進するための「福祉用具届出システム」

> 福祉用具貸与価格の見える化を推進するための「福祉用具届出システム」 NEW!!

- 福祉用具貸与価格を把握するための商品コード一覧の公開 **NEW!!**
- 届出システムの目的
- 届出を行う者
- 届出期間
- 届出方法
- お問合せ先（事務局）
- 関連情報
- Q&A集

福祉用具貸与価格を把握するための商品コード一覧の公開 NEW!! [ページの先頭へ](#)

介護給付費明細書に記載いただく「5桁－6桁（半角・英数字）」のコードについて、以下に公表します。
なお、平成29年10月の貸与分（11月の介護給付費請求分）から、T A I Sコード又は福祉用具届出コードの記載がない介護給付費の請求については、各国民健康保険団体連合会の審査において返戻することが予定されております。誤りなく正確に記載いただきますようお願いします。

- 福祉用具貸与価格を把握するための商品コード一覧（平成29年10月） [（Excel形式：1.27MB）](#) **NEW!!**
 - ※「コード」欄にリンク先がある商品については、当協会の「福祉用具情報システム（T A I S）」において仕様や機能などの情報が確認できます。
 - ※「備考」欄に「○」が記載されている商品については、当協会が貸与の給付対象と考えられる福祉用具として選定したものです。
- 各都道府県等介護保険主管課（室）宛 厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡（平成29年10月19日） **NEW!!**
 - ・介護給付費明細書に記載する福祉用具貸与の商品コードについて [（PDF形式：210KB）](#)

届出システムの目的 [ページの先頭へ](#)

介護保険における福祉用具の給付のあり方については、平成28年12月9日に取りまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見（社会保障審議会介護保険部会）」において、制度の持続可能性を確保する一環として、適切な貸与価格を確保する等の観点から、下記の事項が明記され、平成30年10月から施行されることが予定されました。

- 国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握し、ホームページにおいて当該商品の全国平均貸与価格を公表する
- 貸与価格に一定の上限（全国平均貸与価格＋1標準偏差）を設ける

厚生労働省においては、公益社団法人国民健康保険中央会、公益財団法人テクノエイド協会等と連携を図りながら、具体的な仕組みについて検討を進めており、去る7月3日の「全国介護保険担当課長会議」において、想定する見直し内容及びスケジュールについて周知されたところです。

2. 価格情報の収集及び公表にあたって

今後、「全国平均貸与価格」や「貸与価格の上限」の公表を適切かつ効率的に実施するためには、「T A I Sコード」又は「届出コード」の付与は必須であり、とりわけ貸与サービス事業者については、請求時にコード番号の記載を徹底し、誤記載のないよう注意を促すことが必要である。

また、価格情報の公表にあたっては、国民健康保険中央会と連携して、付与したコードの引き渡しから、価格情報の提供を円滑に行えるシステムの設計が必要である。

介護給付費の請求については、2年間ほど遡って可能なこと、また、今後、同一の製品がT A I Sコードと届出コードで重複することのないようにすることなど、本システムの管理者については、当協会及び国民健康保険中央会と適切に連携して行える体制を整備することが重要である。

また、届出された製品が保険給付の対象製品で有るか否かについても、現場で混乱することのないよう、最低限確認すべき事項については、あらかじめ情報収集をしておく必要がある。

V. 貸与価格情報の提供システムについて

1. 価格情報の提供システムの在り方について

本事業ではコードを付与した用具情報を活用し、国民健康保険中央会等と連携して、当該用具に係る「全国平均貸与価格」及び「1標準偏差」等の価格情報を公表するシステムの在り方や手順を検討するとともに、実際に、介護保険福祉用具貸与価格情報公表システムを開発することを検討した。

コードを付与した用具情報については、テクノエイド協会の福祉用具情報システム（TAIS）及び協会ホームページにてコード一覧として公表したところであり、貸与価格情報を提供したい対象者に広く活用いただいているものと思慮している。現場の方々への周知及び混乱を避けるため、新たなシステムを開発するのではなく、既存システムの改修及び一覧において「全国平均貸与価格」及び「1標準偏差」等の価格情報を提供することとする。

2. 福祉用具情報システム（TAIS）の改修

現在、福祉用具情報システムでは、国民健康保険中央会と連携し、1か月あたりの全国「最頻価格」「平均価格」を掲載しているところであるが、これらに加え、上記1にある「全国平均貸与価格」及び「1標準偏差」等の価格情報について掲載できるようにシステム改修を進めていくことが望ましいとした。

福祉用具情報システム > 福祉用具の詳細情報ページ

福祉用具詳細

福祉用具一覧へ戻る

介護保険:福祉用具貸与(車いす)

※アイコンをクリックすると同一介護保険適用商品が検索できます。

商品名

製品型番

TAISコード

JISコード

ISOコード

分類

発売年月

カラー

希望小売価格

今後、公表が予定される「全国平均貸与価格」及び「貸与価格の上限」を掲載することとしてはどうか

厚生労働省が取り組む福祉用具貸与価格情報公開に基づく価格情報

最頻価格

¥8,000

表示は、1ヶ月当たりの全国最頻価格です

平均価格

¥7,160

表示は、1ヶ月当たりの全国平均価格です

※「最頻価格」及び「平均価格」は、平成30年1月の介護保険利用分から算出したものです。
※貸与価格の公表に必要な情報は、国民健康保険団体連合会の情報を、国民健康保険中央会において取りまとめたものです。
※貸与価格は同一製品であっても、取り扱う福祉用具貸与事業者のサービス内容(アセスメント、用具の選定、計画書作成、搬出入、モニタリング、メンテナンス、消毒等)に係る費用によって異なります。
○価格情報の取り扱いについて(必ずお読みください)

3. コード一覧による価格情報の提供

現在、当協会「福祉用具貸与価格の見える化を推進するための「福祉用具届出システム」」の専用ページにてコード一覧を公開しているところであるが、コード一覧の掲載項目に加え、上記1にある「全国平均貸与価格」及び「1標準偏差」等の価格情報についても掲載することとする。

これにより、コード検索時に価格情報についても把握することが可能となり、介護保険における福祉用具貸与価格の適正化の推進につながり、貸与価格のばらつきを抑制し、引いては適正な福祉用具貸与の実施に資するものと思慮する。

福祉用具貸与価格の見える化を推進するための「福祉用具届出システム」

● 福祉用具貸与価格を把握するための商品コード一覧の公開 **NEW!!** [ページの先頭へ](#)

介護給付費明細書に記載いただく「5桁～6桁（半角・英数字）」のコードについて、以下に公表します。

なお、平成29年10月の貸与分（11月の介護給付費請求分）から、T A I Sコード又は福祉用具届出コードの記載がない介護給付費の請求については、各国民健康保険団体連合会の審査において返戻することが予定されております。誤りなく正確に記載いただきますようお願いいたします。

- 福祉用具貸与価格を把握するための商品コード一覧（平成29年10月） [\(Excel形式: 1.27MB\)](#) **NEW!!**
 - ※「コード」欄にリンク先がある商品については、当協会の「福祉用具情報システム（T A I S）」において仕様や機能などの情報が確認できます。
 - ※「備考」欄に「○」が記載されている商品については、当協会が貸与の給付対象と考えられる福祉用具として選定したものです。
- 各都道府県等介護保険主管課（室）宛 厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡（平成29年10月19日） **NEW!!**
 - ・介護給付費明細書に記載する福祉用具貸与の商品コードについて [\(PDF形式: 210KB\)](#)

福祉用具貸与価格を把握するための商品コード一覧（平成29年10月）

コード	法人名	商品名	型番	備考
00011-000001	株式会社ハセベ	らくらく椅子フレンドリー		○
00015-000001	株式会社大平産業	スペースキャビネ(MZ)移動システム付き家具	チェストA/ワードローブ	
00015-000002	株式会社大平産業	リフティングテーブル	WDH10T-H1215A	
00015-000003	株式会社大平産業	シルバーチェア/ライトチェア	BN-03	
00015-000006	株式会社大平産業	JOG(リハビリ)テーブル	JOG-T10	○
00015-000007	株式会社大平産業	家具調ボータブルトイレ	PRM-03	
00015-000009	株式会社大平産業	バーナナル介助テーブル: MNT-150	MNT-150	○
00016-000003	アイホン株式会社	痴呆性老人徘徊感知機器	FH-MS	○
00017-000001	株式会社ハーツエイコー	簡易移乗機こまわりさん		○
00017-000002	株式会社ハーツエイコー	段差解消機「もちあずくん」NAタイプ	MAC-12NA	○

今後、公表が予定される「全国平均貸与価格」及び「貸与価格の上限」を掲載することとしてはどうか

VI. 本事業のまとめ

介護保険における福祉用具は、利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は改善を図り、状態の悪化の防止に資するとともに、介護者の負担の軽減を図る役割を担っている。

一方、貸与価格の設定に当たっては、商品価格のほか、計画書の作成、保守点検等の諸経費が含まれるなど事業者の裁量によるため、同一商品であっても、平均的な価格と比べて非常に高価な価格請求が行われるといった課題もある。

こうした状況を踏まえ「介護保険制度の見直しに関する意見」（平成28年12月9日社会保障審議会介護保険部会）においては、適切な貸与価格を確保する観点から、貸与価格の全国的な状況を把握し、公表する仕組みを構築するほか、貸与価格に上限を設けるべき等の内容が盛り込まれたところであり、また、本事業（福祉用具貸与価格の見える化に関する研究事業）では、具体的な仕組みの構築に向けた検討を進めるとともに、貸与価格の把握のために、平成29年9月30日までに約16,000の商品について「TAISコード」又は「福祉用具届出コード」が付与され、平成29年11月1日から介護給付費明細書へ当該コードを記載することが徹底されたところである。

介護保険における給付の適正化が一層推進される中において、当該製品についてのコード化は必須となるところであり、とりわけTAISコードを取得していない製品情報を継続的に把握し、商品ごとの全国平均貸与価格等を公表すること等を通じ、必要な方に適切な価格での貸与を確保することが重要である。

本事業では、厚生労働省及び国保中央会の実務者担当者と検討を重ねるとともに、具体的な方策の検討にあたっては、別途、事業推進会議を当協会に設置し、現場の方々のご意見についても広く収集し検討の上、福祉用具情報の収集、コードの付番、価格情報の公開等について検討することができた。

今後、介護保険制度の安定的な運用を図る上で、更なるシステム検討及び改修、周知を行うとともに、福祉用具の製造・輸入事業者及び福祉用具貸与サービス事業者、ケアマネジャー、保険者などの意見を組み入れ、より良い情報提供システムを構築し継続して運用していくことが求められる。

第 2 部 資料編

資料編 目次

- 参考 1 各都道府県等介護保険主管課（室）宛
厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡（平成 29 年 10 月 19 日）
・介護給付費明細書に記載する福祉用具貸与の商品コードについて 19

- 参考 2 各都道府県等介護保険主管課（室）宛
厚生労働省老健局高齢者支援課長通知
（平成 29 年 8 月 25 日付老高発 0825 号第 1 号）
・福祉用具貸与価格の全国的な状況の把握について 23

- 参考 3 介護保険における貸与価格の見える化を推進するための
福祉用具情報の届出について（平成 29 年 8 月 25 日） 27

- 参考 4 福祉用具情報の収集・提供の流れ（予定） 29

- 参考 5 「福祉用具届出システム」利用の手引き
（平成 29 年 8 月 25 日時点） 31

- 参考 6 「福祉用具届出システム」に関する Q & A 集
（平成 29 年 8 月 25 日現在） 51

- 参考 7 全国介護保険担当課長会議資料（平成 29 年 7 月 3 日）
・全国介護保険担当課長会議資料（抜粋） 55

参考 1

事 務 連 絡

平成 29 年 10 月 19 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管課（室） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課

介護給付費明細書に記載する福祉用具貸与の商品コードについて

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

標記については、「福祉用具貸与価格の全国的な状況の把握について」（平成 29 年 8 月 25 日老高発 0825 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）において、平成 29 年 10 月の福祉用具貸与分（11 月の介護給付費請求分）から、介護給付費明細書に T A I S コード又は福祉用具届出コードのいずれかを記載することとし、具体的な商品ごとのコードについては、後日取りまとめの上、公表するとしていたところです。

今般、下記のとおり、商品ごとのコード一覧の掲載先等についてお知らせしますので、管内市町村及び福祉用具貸与事業者等に対し、広く周知いただくとともに、遺漏なく御対応いただきますようお願いいたします。

記

1 商品ごとのコード一覧の掲載先について

商品ごとのコード一覧については、公益財団法人テクノエイド協会のホームページに掲載しています。

○掲載先（公益財団法人テクノエイド協会ホームページ）（別紙参照）

<http://www.techno-aids.or.jp/visible/index.shtml>

福祉用具貸与事業者においては、平成 29 年 10 月の福祉用具貸与分（11 月の介護給付費請求分）から、当該コードの記載が必要となりますので、遺漏なく

御対応いただきますようお願いいたします（今後、当該コードの記載がない介護給付費の請求については、各国民健康保険団体連合会の審査において返戻することを予定しています。）。

なお、当該コードの記載に当たっては、誤りなく正確に記載いただくことはもとより、同一商品を複数貸与している場合も一つ一つ分けて記載いただく等といった点について、改めて御留意いただきますようお願いいたします。

2 平成29年10月1日以降に初めて貸与される新商品等の取扱いについて

TAISコードを有していない商品については、福祉用具の製造事業者又は輸入事業者において、平成29年9月30日までにTAISコード又は福祉用具届出コードのいずれかを取得いただいたところですが、同年10月1日以降に初めて貸与される新商品等については、次のいずれかの対応が必要となりますので、御留意いただきますようお願いいたします。

また、本内容については、管内の福祉用具貸与事業者等を通じ、福祉用具の製造事業者及び輸入事業者にも広く周知いただきますようお願いいたします。

（1）TAISコードの取得について

TAISコードについては、10月以降も随時申請の受付を行っていますので、福祉用具の製造事業者又は輸入事業者において、TAISコードを取得される場合は、所定の手続を行っていただきますようお願いいたします。

福祉用具貸与事業者においては、TAISコードを取得している商品か否かについて、福祉用具の製造事業者又は輸入事業者に御確認いただくほか、公益財団法人テクノエイド協会のホームページで御確認の上、介護給付費明細書に該当するTAISコードを記載いただきますようお願いいたします。

（2）暫定的な商品コードの使用について

福祉用具貸与事業者において、上記TAISコードを取得していない商品を貸与する場合は、当面の間、暫定的な商品コードとして、「99999-999999」

（左詰・半角）の使用を可能としますので、介護給付費明細書に当該コードを記載いただきますようお願いいたします。

なお、当該コードについては、あくまで暫定的なものであり、今後、改めてTAISコード又は福祉用具届出コードのいずれかを取得いただくことを予定していますので、あらかじめ御了知いただきますようお願いいたします。

【厚生労働省担当】

厚生労働省老健局 高齢者支援課

福祉用具・住宅改修係

電 話：03-5253-1111（内 3985）

e-mail： fukushiyougu@mhlw.go.jp

○掲載先（公益財団法人テクノエイド協会ホームページ）

<http://www.techno-aids.or.jp/visible/index.shtml>


公益財団法人テクノエイド協会
 The Association for Technical Aids(ATA)

Welcome to association for technical aids' home page

[サイト内検索](#)

[検索](#)
[協会紹介](#)
[アクセス](#)
[リンク・著作権・免責事項](#)
[個人情報保護方針](#)
[情報公開](#)
[賛助会員](#)
[リンク集](#)

[ホーム](#)
 > 福祉用具貸与価格の見える化を推進するための「福祉用具届出システム」

> **福祉用具貸与価格の見える化を推進するための「福祉用具届出システム」 NEW!!**

- [コード表の公開](#) **NEW!!**
- [届出システムの目的](#)
- [届出を行う者](#)
- [届出期間](#)
- [届出方法](#)
- [お問合せ先（事務局）](#)
- [関連情報](#)
- [Q&A集](#)

● **コード表の公開 NEW!!** [ページの先頭へ](#)

介護給付費明細書に記載いただく「5桁－6桁（半角・英数字）」のコードについて、以下に公表します。

なお、平成29年10月の貸与分（11月の介護給付費請求分）から、T A I Sコード又は福祉用具届出コードの記載がない介護給付費の請求については、各国民健康保険団体連合会の審査において返戻することが予定されております。誤りなく正確に記載いただきますようお願いします。

- 福祉用具貸与価格を把握するための商品コード一覧（平成29年10月）（Excel形式：1.25MB） **NEW!!**
 - ※「コード」欄にリンク先がある商品については、当協会の「福祉用具情報システム（T A I S）」において仕様や機能などの情報が確認できます。
 - ※「備考」欄に「○」が記載されている商品については、当協会が貸与の給付対象と考えられる福祉用具として選定したものです。
- 各都道府県等介護保険主管課（室）宛 厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡（平成29年10月●日） **NEW!!**
 - ・介護給付費明細書に記載する福祉用具貸与の商品コードについて（PDF形式：180KB）

● **届出システムの目的** [ページの先頭へ](#)

介護保険における福祉用具の給付のあり方については、平成28年12月9日に取りまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見（社会保障審議会介護保険部会）」において、制度の持続可能性を確保する一環として、適切な貸与価格を確保する等の観点から、下記の事項が明記され、平成30年10月から施行されることが予定されました。

- 国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握し、ホームページにおいて当該商品の全国平均貸与価格を公表する
- 貸与価格に一定の上限（全国平均貸与価格＋1標準偏差）を設ける

厚生労働省においては、公益社団法人国民健康保険中央会、公益財団法人テクノエイド協会等と連携を図りながら、具体的な仕組みについて検討を進めており、去る7月3日の「全国介護保険担当課長会議」において、想定する見直し内容及びスケジュールについて周知されたところです。

参考 2

老高発 0825 第 1 号
平成 29 年 8 月 25 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管課（室） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（ 公 印 省 略 ）

福祉用具貸与価格の全国的な状況の把握について（通知）

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

福祉用具の給付のあり方については、昨年 12 月 9 日に取りまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見」（社会保障審議会介護保険部会）において、介護保険制度の持続可能性の確保の一環として明記されました。

具体的には、適切な貸与価格を確保する等の観点から、

- ・ 国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握し、ホームページにおいて当該商品の全国平均貸与価格を公表する
- ・ 貸与価格に一定の上限（全国平均貸与価格＋1 標準偏差）を設ける

等の見直しについて、平成 30 年 10 月からの施行を予定しています。

厚生労働省においては、公益社団法人国民健康保険中央会、公益財団法人テクノエイド協会等とも連携を図りながら、具体的な仕組みについて検討を進めており、去る 7 月 3 日の「全国介護保険担当課長会議」において、想定される見直し内容及びスケジュールについて、お知らせしたところです。

今般、下記のとおり、福祉用具貸与価格の全国的な状況を把握するため、福祉用具貸与事業者及び福祉用具製造事業者等に御対応いただきたい内容についてお知らせしますので、管内市町村及び福祉用具貸与事業者等に対し、広く周知いただきますようお願いいたします。

なお、本内容については、一般社団法人日本福祉用具供給協会及び一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会とも協議済みであることを申し添えます。

記

1 概要

現行の介護給付費の請求に当たっては、介護給付費明細書にT A I Sコード（5桁-6桁（半角・数字））、J A Nコード又はローマ字で商品コード等を記載いただいておりますが、今後は、効果的かつ効率的に貸与価格の全国的な状況を把握するため、商品コード等と商品の価格情報が一元的に管理されていないJ A Nコード及びローマ字についても、「5桁-6桁（半角・英数字）」のコード（以下「福祉用具届出コード」という。）の記載とすることとします。

このため、福祉用具の製造事業者又は輸入事業者においては、T A I Sコードを有していない商品について、平成29年9月30日までにT A I Sコード又は福祉用具届出コードのいずれかを取得いただくことが必要となります。

また、福祉用具貸与事業者においては、平成29年10月の貸与分（11月の介護給付費請求分）から、介護給付費明細書にT A I Sコード又は福祉用具届出コードのいずれかを記載いただくことが必要となります。（本見直し内容を踏まえ、「介護給付費請求書等の記載要領について」（平成13年11月16日老老発31号厚生労働省老健局老人保健課長通知）を今後改正する予定です。）

これらのコードが記載された介護給付費の請求実績に基づき、商品ごとに、全国平均貸与価格の算出、貸与価格の上限設定等を行うこととしています。

2 スケジュール

現時点で想定されるスケジュールは次のとおりです。ただし、今後の検討により変更があり得ます。

・～平成29年9月30日

T A I Sコードを有していない福祉用具の製造事業者又は輸入事業者において、T A I Sコード又は福祉用具届出コードのいずれかを取得

・平成29年10月の貸与分（11月の介護給付費請求分）～

福祉用具貸与事業者において、介護給付費明細書にT A I Sコード又は福祉用具届出コードのいずれかを記載

・平成30年春～夏頃

全国平均貸与価格・貸与価格の上限を公表

・平成30年10月

施行

3 T A I Sコードを有している商品に係る取扱い

T A I Sコードを有している商品については、既に商品コードと商品の価格情報が一元的に管理されていることから、従来の取扱いから変更はありません。

福祉用具貸与事業者においては、介護給付費の請求に当たって、現行どおり、介護給付費明細書に該当する商品のT A I Sコードを確認の上、記載いただきますようお願いいたします。

T A I Sコードを有している商品か否かについては、福祉用具の製造事業者又は輸入事業者に御確認いただくほか、公益財団法人テクノエイド協会のホームページ（福祉用具情報システム（T A I S））でも御確認いただけます。

なお、現行の介護給付費明細書の記載に関しても、T A I Sコードが正確に記載されていないといった事例が指摘されているため、改めて正確な記載について御留意いただきますようお願いいたします。

<参考>

福祉用具情報システム（T A I S）（公益財団法人テクノエイド協会）

<http://www.techno-aids.or.jp/system/index.shtml>

4 T A I Sコードを有していない商品に係る取扱い

T A I Sコードを有していない商品については、商品コード等と商品の価格情報が一元的に管理されていないことから、新たに貸与価格の全国的な状況を把握するための仕組みが必要となります。

このため、福祉用具の製造事業者及び輸入事業者においては、平成29年9月30日までにT A I Sコード又は福祉用具届出コードのいずれかを取得いただくことが必要となります。

T A I Sコードを取得される場合は、上記公益財団法人テクノエイド協会のホームページを御確認の上、具体的な手続を行っていただきますようお願いいたします。

福祉用具届出コードを取得される場合は、別紙「貸与価格の見える化を推進するための「福祉用具届出システム」利用の手引き」（公益財団法人テクノエイド協会）の手続が必要となりますので、管内の福祉用具貸与事業者等を通じ、福祉用具の製造事業者及び輸入事業者に対し、広く周知いただくとともに、期日までに遺漏なく御対応いただきますようお願いいたします。

また、福祉用具貸与事業者においては、福祉用具届出コードの取得に関する手続が適切に行われるよう、福祉用具の製造事業者又は輸入事業者に対し、その求めに応じて介護給付費の請求実績が確認できる書類を提供いただくとともに、平成29年10月の貸与分（11月の介護給付費請求分）から、介護給付費明細書にT A I Sコード又は福祉用具届出コードのいずれかを記載いただく

こととしますので、あわせて遺漏なく御対応いただきますようお願いいたします。

なお、実際の商品ごとのコードについては、後日取りまとめの上、公表することとしていますが、それまでの間は、福祉用具の製造事業者又は輸入事業者
に御確認いただきますようお願いいたします。

5 その他

本見直し内容の施行に向けては、引き続き、関係機関と必要な協議を進めていきますが、今後は、介護給付費明細書にT A I Sコード又は福祉用具届出コードを記載いただくとともに、その介護給付費の請求実績に基づき、貸与価格の全国的な状況を正確に把握するため、

- ・ T A I Sコード又は福祉用具届出コードについては、誤りなく正確に記載いただく
- ・ 同一の商品を含め、複数の福祉用具の商品を請求する場合も、一つ一つ分けて記載いただく

といった点について、改めて御留意いただきますようお願いいたします。

なお、平成29年10月の貸与分（11月の介護給付費請求分）から、T A I Sコード又は福祉用具届出コードの記載がない介護給付費の請求については、各国民健康保険団体連合会の審査において返戻することを予定していますので、遺漏なく御対応いただきますようお願いいたします。

また、利用者が適切に福祉用具を選択するためには、それぞれの商品の価格情報とあわせて、その仕様や機能に係る情報等についても広く提供されることが望ましいものです。

これらの情報については、公益財団法人テクノエイド協会の福祉用具情報システム（T A I S）で御確認いただけますので、福祉用具の選定に当たっては、本システムも積極的に活用いただきますようお願いいたします。

【厚生労働省担当】

厚生労働省老健局 高齢者支援課

福祉用具・住宅改修係

電 話：03-5253-1111（内 3985）

e-mail：fukushiyougu@mhlw.go.jp

参考 3

(公財) テクノ発 0825 第 2 号
平成 29 年 8 月 25 日

福祉用具製造・輸入事業者 各位

公益財団法人テクノエイド協会
常務理事 長 田 信 一

介護保険における貸与価格の見える化を推進するための 福祉用具情報の届出について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、福祉用具の開発・普及につきましては、格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、介護保険における福祉用具の給付のあり方につきましては、平成 28 年 12 月 9 日に取りまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見（社会保障審議会介護保険部会）」において、制度の持続可能性を確保する一環として、適切な貸与価格を確保する等の観点から、次の事項が明記され、平成 30 年 10 月から施行されることが予定されました。

- 国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握し、ホームページにおいて当該商品の全国平均貸与価格を公表する
- 貸与価格に一定の上限（全国平均貸与価格＋1 標準偏差）を設ける

厚生労働省では、公益社団法人国民健康保険中央会、公益財団法人テクノエイド協会等と連携を図りながら、具体的な仕組みについて検討を進めており、去る 7 月 3 日の「全国介護保険担当課長会議」において、想定する見直し内容及びスケジュールについて周知したところであります。

こうした背景を踏まえ、当協会では、貸与価格の全国的な状況を把握するため、福祉用具製造・輸入事業者等にご協力を賜り、テクノエイド協会が運用する T A I S（福祉用具情報システム）に未登録の福祉用具うち、貸与のサービス提供・請求実績のある用具について、届出していただくための「福祉用具届出システム」を開発しました。（既に T A I S 登録されている用具等の届出は不要です。）

つきましては、今般「届出システム利用の手引き」をご送付いたしますので、以下の内容と併せてご確認賜り、届出の必要がある場合には、所定の期限までに手続きを行っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、届出には貸与事業者による協力が必要となります。御社製品を販売した貸与事業者等にも周知いただき、遺漏のない手続きが行われますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 届出を行う者

届出の手続きは、福祉用具製造・輸入事業者に行っていただきます。

下記の留意事項をご確認のうえ、T A I S未登録の用具についてのみ届出してください。
(但し、福祉用具製造事業者等が既に存在しない場合には、事務局までご相談ください。)
(留意事項)

- ※1 既にT A I S登録しており「5桁－6桁」のT A I Sコードが付与され、協会HPから用具情報の公開がなされている用具は届出不要です。
- ※2 また、現在T A I Sを削除している用具のうち、平成29年6月利用分における介護給付費の請求実績がある用具については、本年度に限り届出を不要とします。当該リストを協会HPに掲載しますのでご確認ください。
- ※3 福祉用具貸与のサービス提供・請求実績の「いずれもない」ものは届出できません。
- ※4 同封の「福祉用具情報の収集・提供の流れ(予定)」をご参照ください。

2. 届出期間

平成29年9月30日(土)まで

3. 届出方法

同封の「届出システム利用の手引き」に記載される所定の内容等を十分留意のうえ、1用具ずつ届出を行ってください。

記載内容の漏れや誤り、また添付書類の不備や不適切等が認められる場合には、公表するリストには反映されませんので留意してください。

4. 送付物

- ・福祉用具情報の収集・提供の流れ(予定) 1枚
- ・「福祉用具届出システム」利用の手引き 1冊
- ・福祉用具貸与価格の全国的な状況の把握について(通知)(写) 1部
- ・全国介護保険担当課長会議資料(平成29年7月3日)(抜粋) 1部

5. 届出に関するホームページ

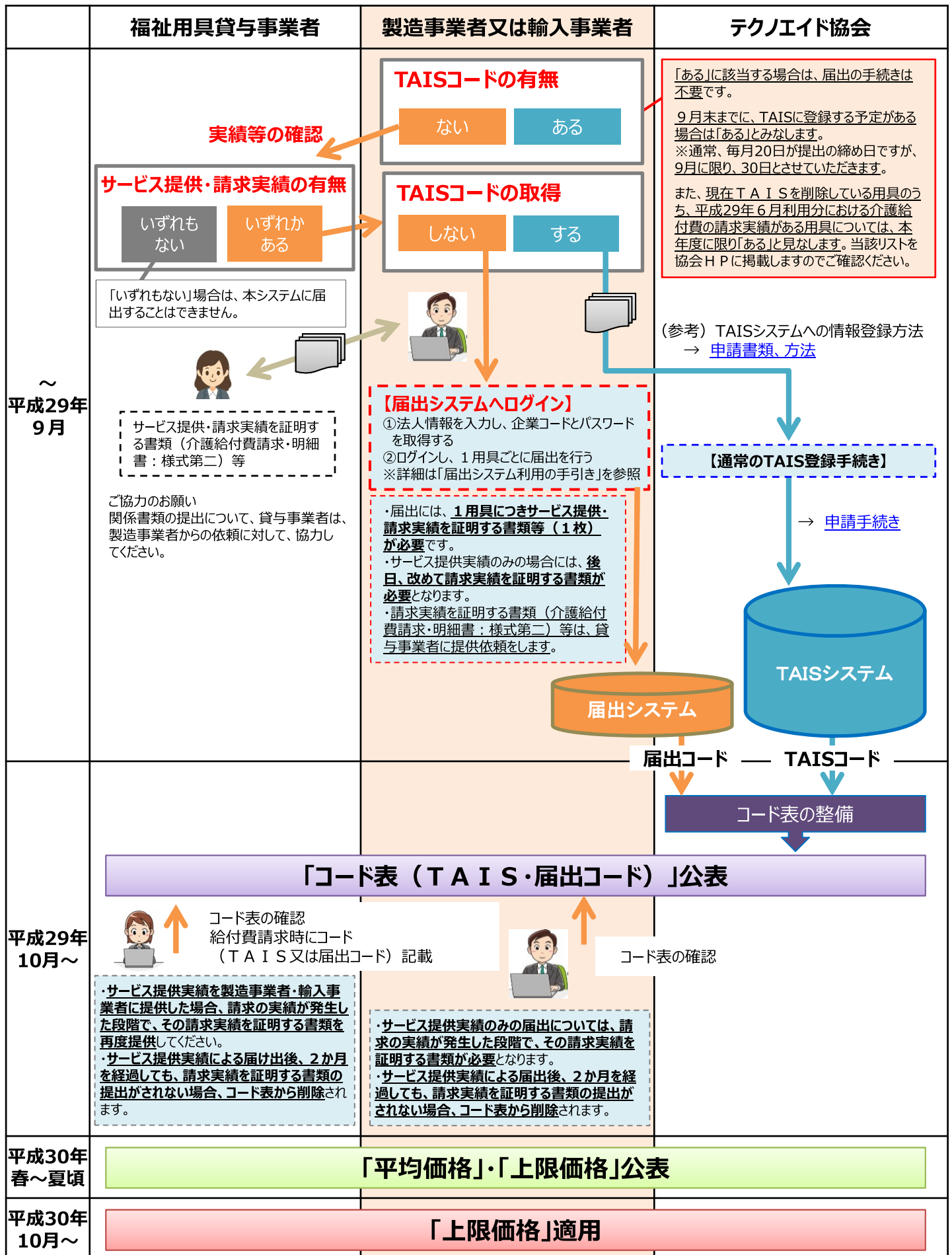
公益財団法人テクノエイド協会 <http://www.techno-aids.or.jp/>

問い合わせ先(事務局)

{	公益財団法人テクノエイド協会 企画部(加藤・山下・嶋谷・五島)
	〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ4階
	TEL 03(3266)6883
	株式会社インターリスク総研 リスクマネジメント第三部(依田・谷澤)
	TEL 03(5296)8918

参考 4

福祉用具情報の収集・提供の流れ（予定）



※本スケジュール等につきましては、あくまで現時点の予定であり、容赦なく変更する場合がありますのでご了承ください。

貸与価格の見える化を推進するための 「福祉用具届出システム」利用の手引き

●届出システムの目的

この「福祉用具届出システム」は、介護保険における福祉用具貸与価格の全国的な状況を把握するため、全国の福祉用具製造・輸入事業者等にご協力を賜り、テクノエイド協会が運用するT A I S（福祉用具情報システム）に未登録の福祉用具のうち、貸与のサービス提供・請求実績のある用具について、届出していただくためのものです。

●届出を行う者

届出の手続きは、福祉用具製造・輸入事業者に行っていただきます。

下記の留意事項をご確認のうえ、T A I S 未登録の用具についてのみ届出してください。（但し、福祉用具製造事業者等が既に存在しない場合には、事務局までご相談ください。）

（留意事項）

- ※ 1 既にT A I S 登録しており「5桁－6桁」のT A I S コードが付与され、協会H P から用具情報の公開がなされている用具は届出不要です。
- ※ 2 また、現在T A I S を削除している用具のうち、平成29年6月利用分における介護給付費の請求実績がある用具については、本年度に限り届出を不要とします。当該リストを協会H P に掲載しますのでご確認ください。
- ※ 3 福祉用具貸与のサービス提供・請求実績の「いずれもない」ものは届出できません。
- ※ 4 同封の「福祉用具情報の収集・提供の流れ（予定）」をご参照ください。

●届出期間

平成29年9月30日（土）まで

●届出方法

この「届出システム利用の手引き」に記載される所定の内容等を十分留意のうえ、1商品ずつ届出を行って下さい。

なお、記載内容の漏れや誤り、また添付書類の不備や不適切等が認められる場合には、公表するリストには反映されませんので留意してください。

平成29年8月25日現在

公益財団法人テクノエイド協会

目 次

1. はじめに（システム操作前にご準備いただきたいこと）	1
(1) 必要な書類について	1
2. 本システムについて.....	3
(1) アクセス方法について.....	3
(2) 本システムの全体像について	5
3. ログイン用のパスワードを取得する	6
(1) 福祉用具情報システム（TAIS）の企業コード（5桁）を持っている方.....	6
(2) 福祉用具情報システム（TAIS）の企業コードを持っていない方	8
4. ログインする.....	10
5. 用具情報について入力する	11
6. 入力済みの用具について確認する.....	15
7. 入力済みの用具について修正・届出する.....	16
8. 請求実績を入力する	17
9. 福祉用具情報の収集・提供の流れ（予定）	18

問い合わせ先（事務局）

公益財団法人テクノエイド協会 企画部 加藤・山下・嶋谷・五島

電話番号 03-3266-6883

株式会社インターリスク総研 リスクマネジメント第三部 依田（よだ）・谷澤

電話番号 03-5296-8918

1. はじめに（システム操作前にご準備いただきたいこと）

（１） 必要な書類について

福祉用具の届出にあたっては、請求実績が確認できる書類※¹又は、（既にサービス提供しているが請求実績のない用具については）保険者からの承認が得られていることが確認できる書類等※²の添付が必要となり、また記載内容の入力が必要になります。従って、届出システムに用具情報を入力する前に、届出が必要な用具を選定し、貸与事業者から必要書類を取り寄せてください。必要書類は1商品について1件（被保険者1名分）です。

※1 請求実績が確認できる書類

介護給付費請求にて国保連に届け出ている「介護給付費請求・明細書 様式第二 居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書」（以下の様式）のことをいいます。なお、請求システムを自社開発等している関係から、本様式と同様の出力が困難な場合には、別様式でも可能としますが、1商品毎に同様の内容が確認できる書類を用意してください。

届出に必要な情報は以下のとおりです。これらの情報を入力いただくとともに、一式のデータ添付（PDFでも可）も必要になります。

- ・直近の給付年月日
- ・保険者番号、保険者名
- ・請求事業者の事業所番号、名称、電話番号
- ・居宅サービス計画の事業所番号、名称
- ・給付費明細（サービスコード、単位数、摘要）

様式第二（附則第二条関係）															
居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書															
(訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・複合型サービス)															
公費負担者番号		公費受給者番号		平成		年		月		分		保険者番号			
被保険者		生年月日		1. 明治 2. 大正 3. 昭和		性別		1. 男 2. 女		事業所番号		事業所名称			
要介護状態区分		要介護1・2・3・4・5		所在地		〒		-		請求事業者		連絡先			
認定有効期間		平成		年		月		日		から		平成		年	
月		日		まで		電話番号									
居宅サービス計画		1. 居宅介護支援事業者作成		2. 被保険者自己作成		事業所番号		事業所名称							
開始年月日		平成		年		月		日		中止年月日		平成		年	
中止理由		1. 非該当		3. 医療機関入院		4. 死亡		5. その他		6. 介護老人福祉施設入所		7. 介護老人保健施設入所		8. 介護療養型医療施設入院	
サービス内容		サービスコード		単位数		回数		サービス単位数		公費分回数		公費対象単位数		摘要	
給付															

※ 2 保険者からの承認が得られていることが確認できる書類等

現時点でサービス提供しているが請求実績のない福祉用具の届出については、以下のすべての情報が必要です。

届出に必要な情報は以下のとおりです。カタログについては、データ添付（PDF でも可）が必要になります。

- ・貸与開始年月
- ・請求（予定）事業者の事業所番号、名称、電話番号
- ・居宅サービス計画の事業所番号、名称
- ・給付費明細に記載予定のサービスコード、単位数
- ・承認が得られている保険者番号、保険者名、担当部署、電話番号
- ・カタログの対象商品掲載ページの写真（商品と貸与価格が確認できるもの）

2. 本システムについて

(1) アクセス方法について

「福祉用具届出システム」は、テクノエイド協会のホームページ（<http://www.techno-aids.or.jp/>）からアクセスすることができます。届出を行う全ての製造事業者又は輸入事業者は、①「法人登録する」にてログイン用のパスワードを取得してください。その後、②「用具の届出・修正・確認」にて①で取得したパスワードを用いてログインし、福祉用具の届出を行ってください。

テクノエイド協会ホームページ（<http://www.techno-aids.or.jp/>）トップ

The screenshot shows the homepage of the Techno-Aids Association. A red box highlights a news item dated 2017.08.21 titled "福祉用具貸与価格の見える化を推進するための「福祉用具届出システム」" (NEW!!). To the right of this box, a red-bordered box contains the text "8月28日以降 公開予定". A large blue arrow points from the highlighted news item down to a similar news item at the bottom of the page. A red-bordered box with a speech bubble points to the bottom news item, containing the text "こちらをクリックすると、「福祉用具届出システム」専用ページに移動します。(P4 参照)".

公益財団法人テクノエイド協会
The Association for Technical Aids(ATA)

Welcome to association for technical aids' home page

お知らせ NEW! 大橋謙策理事長の動向コーナー 一覧を表示 >

2017.06.20 平成29年度 可搬型階段昇降機安全指導員講習（基礎講習）開催要項（大阪会場）を掲載しました。

福祉用具ニーズ情報収集・提供システム
～みんなで考えよう自立支援機器開発～

パンフレットはこちら

最新情報 2017.8.8 最終更新

要望・アイデア 情報障害者の公共の場での手帳提示について
どんな障がいにかかわらず、障がい者手帳を提示することに受容できていない...

新製品や技術 車いす用タイヤ空気圧表示インジケータ
本試作品は、車いす用タイヤの空気圧を表示することで、タイヤ空気圧の減少...

お知らせ 【川崎市から配信メールのご紹介】ウェルフェアイノベーション / かわさき...
6月21日に川崎市より配信しましたお知らせのご紹介です。個別配信を...

福祉用具貸与価格の見える化を推進するための「福祉用具届出システム」 NEW!!

2017.08.21 届出システムの目的及び届出を行う者、期間、方法等について

2017.08.21 福祉用具届出システム利用の手引き（PDF形式：1.13MB）

8月28日以降 公開予定

障害者自立支援機器等開発促進事業

2017.07.18 交付要項・交付申請書 した NEW!!

2017.05.24 08A集を掲載しました

補聴器関係はこちら

・認定補聴器技能者養成事業システム

・認定補聴器専門店認定システム

・補聴器販売店検索システム

福祉用具情報システム (TAIS)

福祉用具ニーズ情報収集・提供システム

生活便利用具データベースシステム

介護ロボット等のお試しができます！

介護ロボット等試用貸出事業（事業者・施設向け）

福祉用具・介護ロボット開発実証環境整備事業

介護ロボット導入好事例表彰事業

こちらをクリックすると、「福祉用具届出システム」専用ページに移動します。(P4 参照)

福祉用具貸与価格の見える化を推進するための「福祉用具届出システム」 NEW!!

2017.08.21 届出システムの目的及び届出を行う者、期間、方法等について

2017.08.21 福祉用具届出システム利用の手引き（PDF形式：1.13MB）

公益財団法人テクノエイド協会
The Association for Technical Aids(ATA)

Welcome to association for technical aids' home page

サイト内検索 検索 協会紹介 アクセス リンク・著作権・免責事項 個人情報保護方針 情報公開 賛助会員 リンク集

ホーム > 福祉用具貸与価格の見える化を推進するための「福祉用具届出システム」

福祉用具貸与価格の見える化を推進するための「福祉用具届出システム」 NEW!!

**8月28日以降
公開予定**

- 届出システムの目的
- 届出を行う者
- 届出期間
- 届出方法
- お問合せ先（事務局）
- 参考情報

● 届出システムの目的

[ページの先頭へ](#)

介護保険における福祉用具の給付のあり方については、平成28年12月9日に取りまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見（社会保障審議会介護保険部会）」において、制度の持続可能性を確保する一環として、適切な貸与価格を確保する等の観点から、下記の事項が明記され、平成30年10月から施行されることが予定されました。

- 国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握し、ホームページにおいて当該商品の全国平均貸与価格を公表する
- 貸与価格に一定の上限（全国平均貸与価格＋1標準偏差）を設ける

厚生労働省においては、公益社団法人国民健康保険中央会、公益財団法人テクノエイド協会等と連携を図りながら、具体的な仕組みについて検討を進めており、去る7月3日の「全国介護保険担当課長会議」において、想定する見直し内容及びスケジュールについて周知されたところです。

こうした背景を踏まえ、この「福祉用具届出システム」は、福祉用具貸与価格の全国的な状況を把握するため、福祉用具製造・輸入事業者等にご協力を賜り、テクノエイド協会が運用するT A I S（福祉用具情報システム）に未登録の福祉用具のうち、貸与のサービス提供・請求実績のある用具について、届出していただくためのシステムです。

● 届出を行う者

[ページの先頭へ](#)

届出の手続きは、福祉用具製造・輸入事業者に行っていただきます。

下記の留意事項をご確認のうえ、T A I S未登録の用具についてのみ届出してください。（但し、福祉用具製造事業者等が既に存在しない場合には、事務局までご相談ください。）

（留意事項）

- ※1 既にT A I S登録しており「5桁～6桁」のT A I Sコードが付与され、協会HPから用具情報の公開がなされている用具は届出不要です。
- ※2 また、現在T A I Sを削除している用具のうち、平成29年6月利用分における介護給付費の請求実績がある用具については、本年度に限り届出を不要とします。当該リストを協会HPに掲載しますのでご確認ください。
 - 当該リストはこちら（Excel形式：153KB）
- ※3 福祉用具貸与のサービス提供・請求実績の「ない」ものは届出できません。
- ※4 同封の「福祉用具情報の収集・提供の流れ（予定）」をご参照ください。

● 届出期間

[ページの先頭へ](#)

平成29年9月30日（土）まで

● 届出方法

[ページの先頭へ](#)

下記に掲載する「届出システム利用の手引き」をダウンロードし、所定の内容等を十分留意のうえ、1商品ずつ届出を行ってください。

なお、記載内容の漏れや誤りなど、また添付書類の不備や不適切等が認められる場合には、公表するリストには反映されませんので留意してください。

● 届出システム利用の手引き

※手引きは運用状況により変更となります。

初めて「福祉用具届出システム」を利用するには、まず「法人登録」が必要です。

法人登録後、パスワードを取得してご利用いただけます。

初めて使用する方は、
こちらをクリックしてください。

法人登録する

パスワードを取得後は、
こちらをクリックしてください。

法人登録する

用具の届出・修正・確認

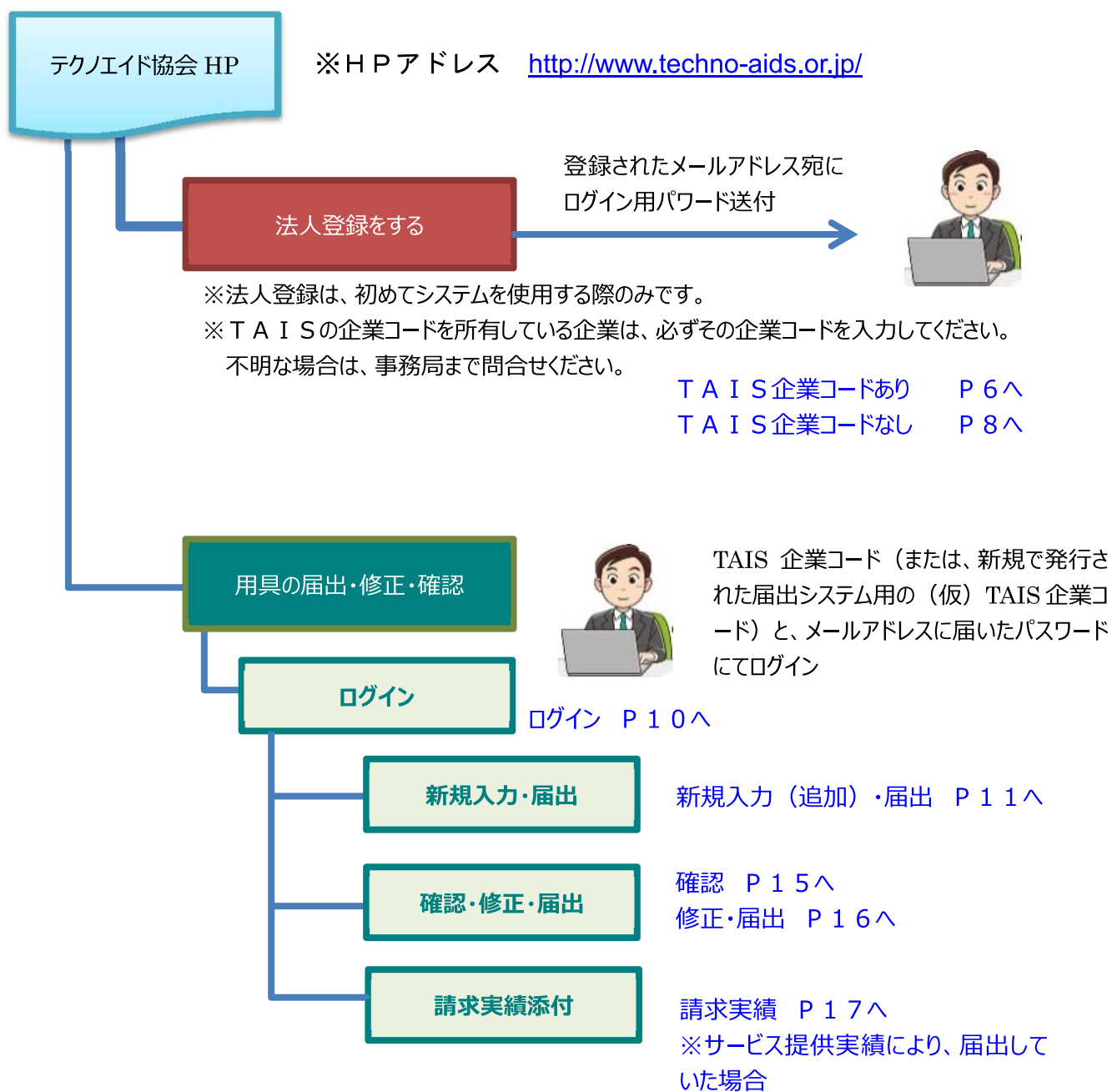
● お問合せ先（事務局）

[ページの先頭へ](#)

- 公益財団法人テクノエイド協会
企画部 加藤・山下・嶋谷・五島（ごしま）
電話番号 03（3266）6883
- 株式会社インターリスク総研
リスクマネジメント第三部 依田（よだ）・谷澤（やざわ）
電話番号 03（5296）8918

(2) 本システムの全体像について

システムの全体像は以下のとおりです。



3. ログイン用のパスワードを取得する

※初めて使用する方はこちらを必ず実施してください。

(1) 福祉用具情報システム（TAIS）の企業コード（5桁）を持っている方

- ① トップ画面の「法人登録をする」をクリックすると「法人登録画面」に進みます。
「TAIS 企業コード」の欄に福祉用具情報システム（TAIS）にて発行されている5桁の「企業コード」を入力し、エンターをすると、登録済みの情報（法人名からFAX番号まで）が自動的に表示されます。
過去にTAIS登録していたものの、現在は登録を削除している場合には、以前発行を受けた「TAIS 企業コード」を入力してください。不明な場合には「福祉用具検索システム（企業一覧）」にて調べることができます。
- ② 国税庁に登録されている法人番号（13桁）を入力してください。
（法人番号は国税庁の法人番号公表サイトで調べることができます。<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>）
- ③ パスワードを送信する先の「メールアドレス」を入力してください。
- ④ 届出を実施される担当者の方の氏名を入力してください。
- ⑤ 入力内容に間違いがなければ「登録する」をクリックしてください。

トップ > 法人登録画面

福祉用具届出システム～法人登録画面～

法人情報を登録してください。（*は入力必須です）

TAIS企業コード ※TAIS登録企業はコードを入力してください。
① ※過去にTAIS登録していたものの、現在は登録を削除している場合には、以前発行を受けた「TAIS企業コード」を記入してください。
不明な場合には、こちらから調べることができます。 [★福祉用具検索システム（企業一覧）](#)

*法人名
*法人名フリガナ
担当部署
*都道府県
*住所
*TEL - -
FAX - -
*法人番号 ②
*メールアドレス ③
*登録者氏名 ④

登録する ⑤

TAIS 企業コードが不明、または TAIS 企業コードを取得済みか不明な場合は、こちらのサイトで確認することができます。

⑥ 確認画面が表示されるため、入力内容を確認してください。

入力内容が正しい場合は、「登録する」を再度クリックしてください。登録が完了しましたら、自動的に今回入力いただいたメールアドレス宛に、「福祉用具届出システム」にて使用するパスワードが送信されます。

（登録内容について記録しておくために、確認画面を印刷しておくことを推奨します。）

誤りがある場合は「修正する」をクリックすると、入力画面（前画面）に戻ることができます。正しい内容に修正し、再度「登録する」をクリックしてください。

⑦ 登録が完了しましたら、登録完了画面が表示されます。自動的に登録されたメールアドレスにパスワードが送信されますが、届かない場合は事務局までご連絡ください。

トップ > 法人登録画面 > 法人登録確認画面

福祉用具届出システム～法人登録画面～

以下の内容で登録します。よろしいですか。

TAIS企業コード

*法人名

*法人名フリガナ

担当部署

*都道府県

*住所

*TEL

FAX

*法人番号

*メールアドレス

*登録者氏名

登録された内容が表示されます。

⑥

修正する

登録する

「登録する」をクリックする前に、
本画面を印刷・保管しておくことをお勧めします。

トップ > 法人登録画面 > 登録完了画面

福祉用具届出システム～法人登録画面～

法人登録が完了しました。
登録いただいたメールアドレス宛にパスワードが送信されますのでご確認ください。
登録後、1日経過しても受信できない場合は、お手数ですが事務局までご連絡ください。

⑦

トップページへ戻る

(2) 福祉用具情報システム (TAIS) の企業コードを持っていない方

※過去に T A I S に登録したことは無いが十分に調べてください。不明な場合には事務局まで確認してください。

- ① トップ画面の「法人登録をする」をクリックすると「法人登録画面」に進みます。

「法人名」から順に法人情報について入力してください。「*」は必須項目です。

※「TAIS 企業コード」欄は入力不要です。但し、過去に TAIS 登録していたものの、現在は登録を削除している場合には、以前発行を受けた「TAIS 企業コード」を入力してください。不明な場合には事務局に問合せてください。

※法人番号について：国税庁に登録されている法人番号（13 桁）を入力してください。

（法人番号は国税庁の法人番号公表サイトで調べることができます。<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>）

※メールアドレスについて：パスワードを送信する先の「メールアドレス」を入力してください。

※登録者氏名：届出を実施される担当者の方の氏名を入力してください。

- ② 入力内容に間違いがなければ「登録する」をクリックしてください。

トップ > 法人登録画面

- ③ 確認画面が表示されるため、入力内容を確認してください。

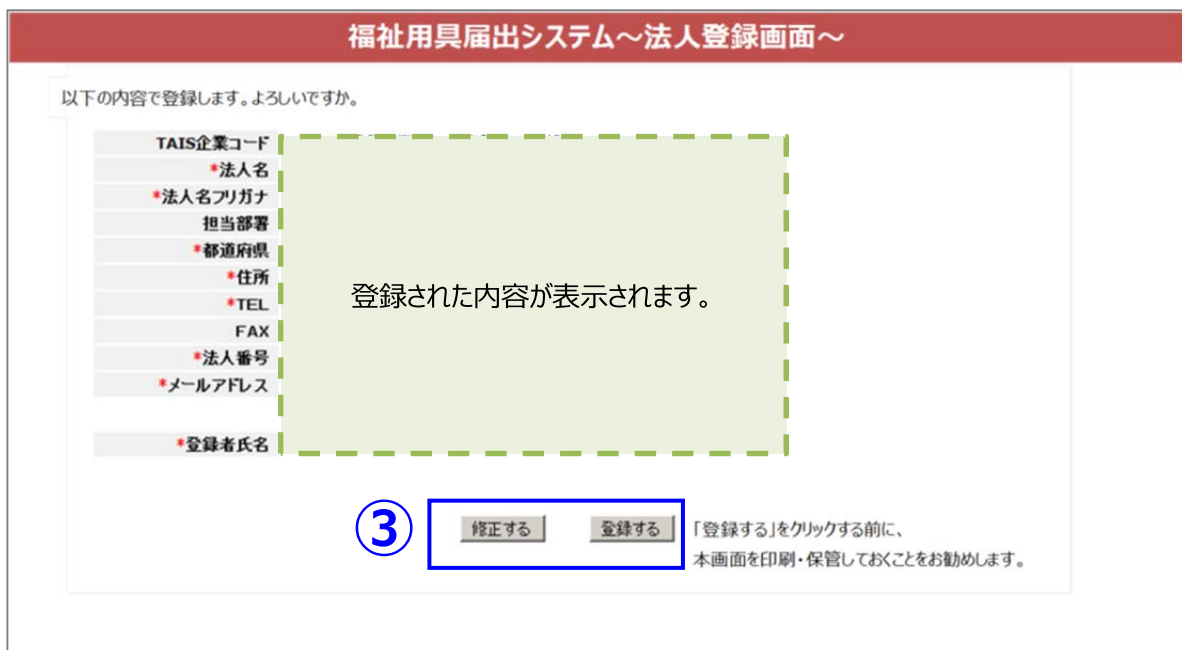
入力内容が正しい場合は、「登録する」を再度クリックしてください。登録が完了しましたら、自動的に今回入力いただいたメールアドレス宛に、「福祉用具届出システム」にて使用する（仮）TAIS 企業コードとパスワードが送信されます。

（登録内容について記録しておくために、確認画面を印刷しておくことを推奨します。）

誤りがある場合は「修正する」をクリックすると、入力画面（前画面）に戻ることができます。正しい内容に修正し、再度「登録する」をクリックしてください。

- ④ 登録が完了しましたら、登録完了画面が表示されます。自動的に登録されたメールアドレスに福祉用具届出システム用の（仮）TAIS 企業コードとパスワードが送信されますが、届かない場合は事務局までご連絡ください。

トップ > 法人登録画面 > 法人登録確認画面



福祉用具届出システム～法人登録画面～

以下の内容で登録します。よろしいですか。

TAIS企業コード	
*法人名	
*法人名フリガナ	
担当部署	
*都道府県	
*住所	
*TEL	
FAX	
*法人番号	
*メールアドレス	
*登録者氏名	

登録された内容が表示されます。

③

「登録する」をクリックする前に、
本画面を印刷・保管しておくことをお勧めします。

トップ > 法人登録画面 > 登録完了画面



福祉用具届出システム～法人登録画面～

法人登録が完了しました。

登録いただいたメールアドレス宛にパスワードが送信されますのでご確認ください。

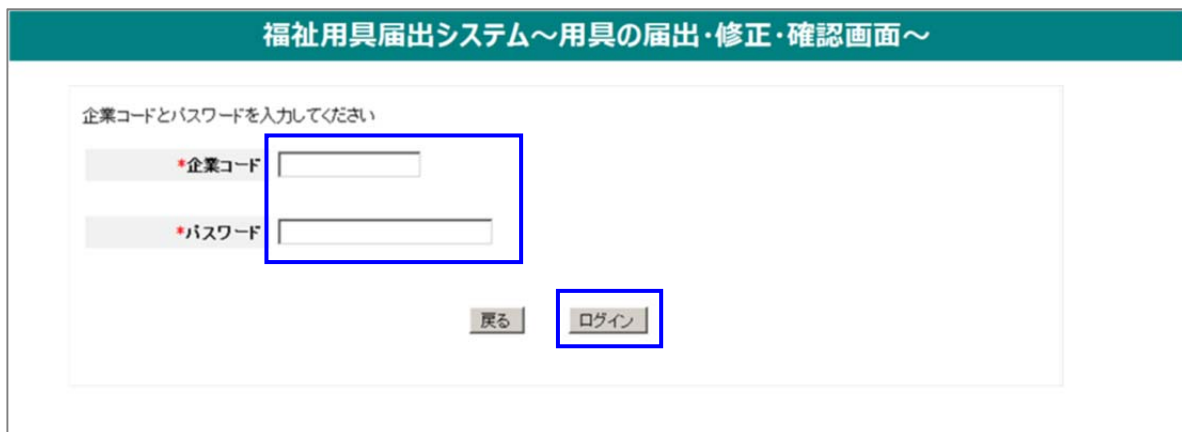
登録後、1日経過しても受信できない場合は、お手数ですが事務局までご連絡ください。

④ [トップページへ戻る](#)

4. ログインする

- ① トップ画面の「用具の届出・修正・確認」をクリックすると「用具の届出・修正・確認画面」に進みます。
- ② 法人登録にて発行された「企業コード」と「パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。
(TAIS 登録済み企業は、TAIS にて発行されている 5 桁の「企業コード」を入力してください。)
- ③ 正常にログインされると「届出用具一覧」のページが表示されます。

トップ > 用具の届出・修正・確認画面



※ログインに失敗した場合

以下の画面が表示された場合は、企業コードとパスワードが一致しないなどの理由が考えられます。

受信したメール等を再度確認いただき、どうしてもログインできないという場合は事務局までご連絡ください。



5. 用具情報について入力する

- ① ログイン後、届出用具一覧の画面が表示されます。新規で用具情報を入力する場合は、「新規追加」ボタンをクリックしてください。届出する用具の詳細情報を入力する画面に進みます。

トップ > 用具の届出・修正・確認画面 > 届出用具一覧

福祉用具届出システム～用具の届出・修正・確認画面～

■届出用具一覧

「新規追加」をクリックし用具詳細について入力してください。

①

新規追加

サービス提供実績による届出を行い、請求実績を証明する書類の提出がされていない場合には、「無」と表示されます。（請求実績がある場合はblankとなります）

受付番号	法人名	商品名	型番	請求実績	更新日	ステータス	備考
							修正する

既に入力されている用具がある場合には、一覧として表示されます。

戻る

- ② 届出する用具 1 商品ごとに詳細情報を入力してください。「*」は必須項目です。

トップ > 用具の届出・修正・確認画面 > 届出用具一覧 > 用具情報

福祉用具届出システム～用具の届出・修正・確認画面～

一覧へ 一時保存する 送信する

【株式会社●●●】

用具情報を入力してください

■届出する用具について入力してください

*名称 型番

※名称・型番がいずれも同一の用具は、重複して届出することができません。
※名称・型番はいずれも全角で入力してください。（漢字、かな、カナ、英数字）

商品画像データ登録は、該当商品のみの画像を添付してください。

*介護保険種目

*希望小売又は実勢価格 0 円

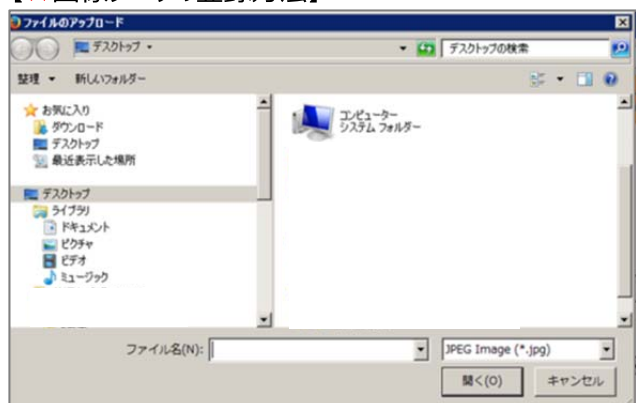
★商品画像データ登録 参照... ファイルが選択されていません。

請求実績 ☒ あり ☐ なし

名称・型番がいずれも同一の用具は、重複して届出することができません。
また、すべて全角で入力してください。

現時点で既に請求実績がある用具は、「あり」を選択してください。⇒P12 へ進む
サービス提供しているが請求実績のない用具は、「なし」を選択してください。⇒P14 へ進む

【★画像データの登録方法】



「商品画像データ登録」にある「参照」をクリックすると、先の画面が表示されます。

添付した画像データが保存されているフォルダからデータを選択し、右下にある「開く」をクリックするとデータ登録が完了します。

完了するとデータの名称が表記されます。

※添付できるデータは、Excel、Word、pdf、ppt、JPEG 等、いずれも可能です。

■ 請求実績「あり」の場合

以下の部分について、必要事項の入力および書類データの登録をしてください。（様式第二の情報転記してください）

■ 請求実績「あり」の場合は以下入力してください

*直近の給付年月 平成 年 月 **ア**

*保険者番号 **イ**

*保険者名

請求事業者

*請求事業者の事業所番号 **ウ**

*請求事業所の事業所名称 **エ**

*電話番号 - - **オ**

居宅サービス計画

*事業所番号 **カ**

*事業所名称 **キ**

給付費明細

*サービスコード	*単位数	摘要
ク	ケ	コ

様式2添付 ファイルが選択されていません。

※国が示す様式通り出力できない場合は、別様式による添付も可能とします。
但し、この場合についても上記の請求実績が1商品ずつ確認できるようにしてください。

(以下のア～コの内容を入力)

入力内容と同じ様式第二の写真または PDF を登録。
(登録方法は P11★を参照)

[illegible]

必須項目全ての入力完了後、このまま届出を行う場合は「一時保存」または「送信する」をクリックしてください。
※全ての項目への入力完了していない場合でも「一時保存」により、後日、追加での入力等が可能です。

> 「一時保存」をクリックした場合

> 「送信する」をクリックした場合

「送信する」をクリックすると、届出内容の確認画面が表示されます。

(登録内容について記録しておくために、確認画面を印刷しておくことを推奨します。)

入力内容に誤りのないことを確認し、再度、「送信する」をクリックすると、届出が完了します。

福祉用具届出システム～用具の届出・修正・確認画面～

修正する 一時保存する 送信する

入力内容を確認してください。「送信する」をクリックすると今後入力内容の修正ができなくなります。

■ 届出する用具について入力してください。

*名称	歩くサポート①
型番	ARK-I
*介護保険種目	サービス種類 17:福祉用具貸与 サービス種目 10:歩行補助つえ
*希望小売又は実勢価格	2500 円
商品画像データ登録	あり

(注) 「送信する」を選択し届出を行うと、届出締切前でも修正等の操作ができなくなりますのでご注意ください。

■請求実績「なし」の場合

(1) サービス提供実績の入力とカタログの添付

必須項目全ての入力完了後、このまま届出を行う場合は「一時保存」または「送信する」をクリックしてください。

※全ての項目への入力完了していない場合でも「一時保存」により、後日、追加での入力等が可能です。

■請求実績「なし」の場合は以下入力してください

*サービス提供開始年月日 平成 年 月

サービス提供事業者

*サービス提供 事業者の
事業所番号

*サービス提供 事業所の
事業所名称

*電話番号 - -

居宅サービス計画

*事業所番号

*事業所名称

給付費明細

*サービスコード	*単位数

承認が得られている保険者

*保険者番号

*保険者名

*担当部署

*電話番号 -

カタログ添付 ファイルが選択されていません。

※商品と貸与価格がわかるようにしてください

カタログ添付については、カタログ中の該当商品の画像と価格表示の部分のみ添付してください。

> 「一時保存」をクリックした場合

福祉用具届出システム～用具の届出・修正・確認画面～

用具情報を一時保存しました

> 「送信する」をクリックした場合

「送信する」をクリックすると、届出内容の確認画面が表示されます。

入力内容に誤りのないことを確認し、再度、「送信する」をクリックすると、届出が完了します。

福祉用具届出システム～用具の届出・修正・確認画面～

入力内容を確認してください。「送信する」をクリックすると今後入力内容の修正ができなくなります。

■届出する用具について入力してください。

*名称	歩くサポート①
型番	ARK-I
*介護保険種目	サービス種類 17:福祉用具貸与 サービス種目 10:歩行補助つえ
*希望小売又は実勢価格	2500 円
商品画像データ登録	あり

(注) 「送信する」を選択し届出を行うと、届出締切前でも修正等の操作ができなくなりますのでご注意ください。

(2) 請求実績の添付

サービス提供実績のみの届出については、請求の実績が発生した段階で、その請求実績を証明する書類が必要となります。サービス提供実績による届出後、2 か月を経過しても、請求実績を証明する書類の提出がされない場合、コード表から削除します。

詳しくは、P 17「8. 請求実績を入力する」をご覧ください。

6. 入力済みの用具について確認する

- ① ログイン後、入力済みの届出用具一覧の画面が表示されます。ステータスにて現在の状況が確認できます。

トップ > 用具の届出・修正・確認画面 > 届出用具一覧

福祉用具届出システム～用具の届出・修正・確認画面～

■届出用具一覧

「新規追加」をクリックし用具詳細について入力してください。

新規追加

受付番号	法人名	商品名	型番	請求実績	更新日	ステータス	備考
							修正する

戻る

- 受付番号・・・届出企業において入力された順にシステム上の受付番号が配番されます。

※届出コードではありません。

- 更新日・・・届出用具の最終入力日または送信日が表示されます。

- ステータスの表記・・・以下を意味します

ステータス	状況
一時保存	届出は未完了の状況です。 備考欄にある「修正する」をクリックすると、用具情報入力画面が表示され、内容の修正ができます。
送信済み（入力終了）	請求実績のある用具について、届出が完了している状況です。 入力内容の修正はできません。
送信済み（請求実績待ち）	サービス提供実績によって届出が完了している状況です。後日、請求実績について報告する必要があります。 備考欄にある「請求実績追加」をクリックすると、用具情報入力画面が表示され、請求実績について入力が可能になります。ただし、用具の基本情報（名称、型番、介護保険種目、希望小売又は実勢価格、商品画像データ）は修正することができません。

7. 入力済みの用具について修正・届出する

- ① ログイン後、入力済みの届出用具一覧の画面が表示されます。一覧の中から修正したい用具の「修正する」をクリックすると用具の詳細情報を入力する画面が表示され、入力内容の修正や届出（「送信する」）ができます。

※ステータスが「一時保存」と表示されている用具のみ修正が可能です。「送信済み」の用具については修正することができません。

トップ > 用具の届出・修正・確認画面 > 届出用具一覧

福祉用具届出システム～用具の届出・修正・確認画面～

■届出用具一覧

「新規追加」をクリックし用具詳細について入力してください。

新規追加

受付番号	法人名	商品名	型番	請求実績	更新日	ステータス	備考
001	株式会社●●●	●●●●●	●●-●●●		****/*/*	一時保存	修正する

戻る

8. 請求実績を入力する

- ① 請求実績がなく、サービス提供実績にて用具の届出を実施した場合、請求実績欄に「無」、およびステータス欄に「送信済み（請求実績待ち）」が表記されています。
- ② 該当する用具の備考欄にある「請求実績追加」をクリックすると、用具情報入力画面が表示されます。
- ③ 請求実績について、必要事項の入力および書類データを添付し、「送信する」をクリックしてください。
入力にあたっては、P12「■請求実績「あり」の場合」を参考にしてください。

※既に請求実績ありで用具届出を実施した場合は、入力内容や添付書類の差し替えはできません。

トップ > 用具の届出・修正・確認画面 > 届出用具一覧

福祉用具届出システム～用具の届出・修正・確認画面～

■届出用具一覧

「新規追加」をクリックし用具詳細について入力してください。

新規追加

受付番号	法人名	商品名	型番	請求実績	更新日	ステータス	備考
001	株式会社●●●	●●●●●	●●-●●●	無	****/*/*	送信済み (請求実績待ち)	請求実績追加

戻る

トップ > 用具の届出・修正・確認画面 > 届出用具一覧 > 用具情報

福祉用具届出システム～用具の届出・修正・確認画面～

一覧へ
一時保存する
送信する

【株式会社●●●】

用具情報を入力してください

■届出する用具について入力してください

***名称**

型番

※名称・型番がいずれも同一の用具は、重複して届出する

※名称・型番はいずれも全角で入力してください。（漢字、かな、カタカナ）

***介護保険種目** サービス種類 17:福祉用具貸与

サービス種目

***希望小売又は実勢価格** 円

商品画像データ登録 参照... ファイルが選択されていません。

請求実績 ☒ あり ☐ なし

■請求実績「あり」の場合は以下入力してください

***直近の給付年月** 平成 年 月

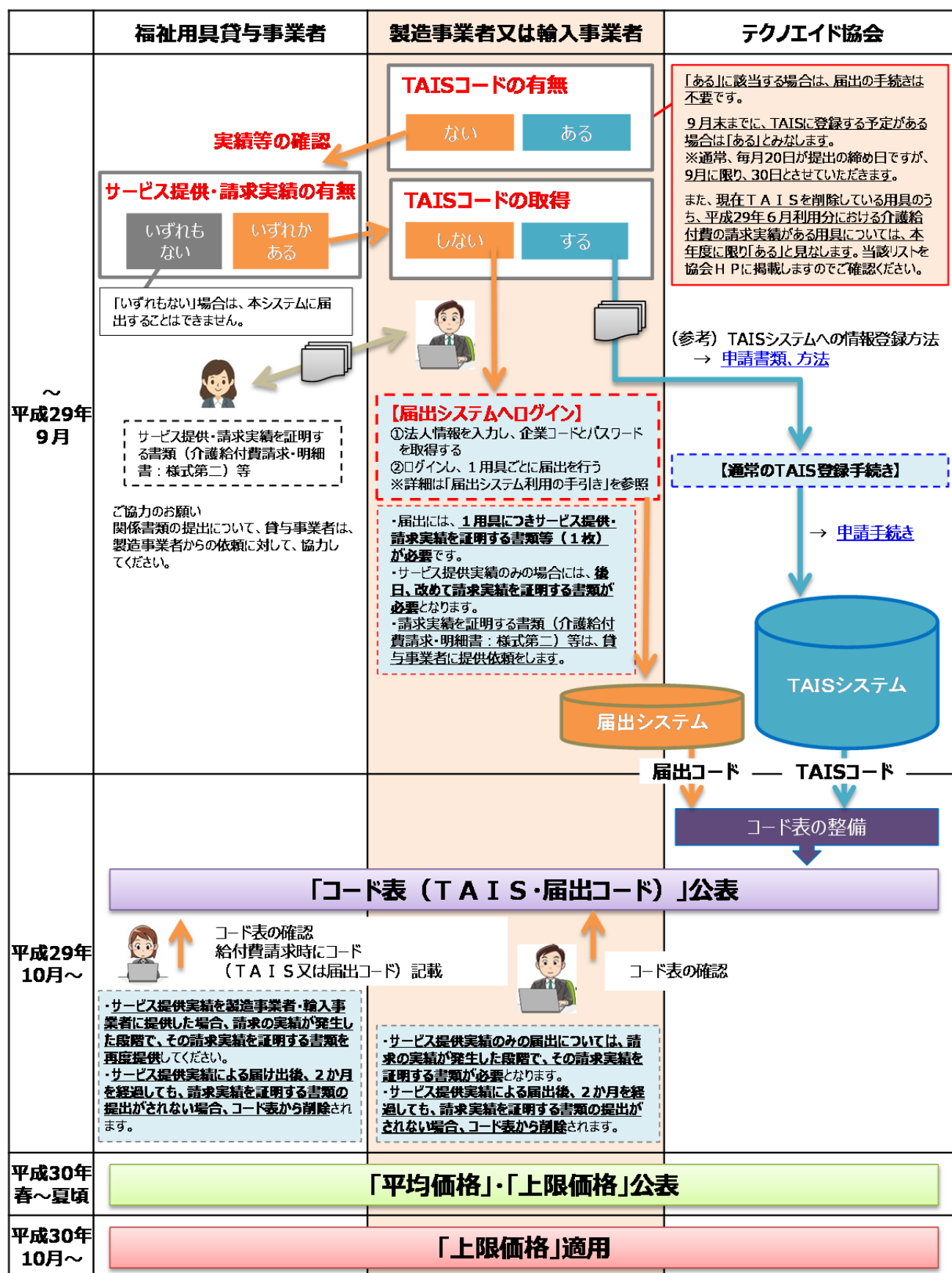
***保険者番号**

***保険者名**

請求事業者

用具についての基本情報は変更できません。

9. 福祉用具情報の収集・提供の流れ（予定）



※本スケジュール等につきましては、あくまで現時点の予定であり、容赦なく変更する場合がありますのでご了承ください。

貸与価格の見える化を推進するための「福祉用具届出システム」 Q & A 集

N0.	製造	供給	項目	Q：質問	A：回答	参考資料	メモ
1	○		届出の必要性	当社の製品は届出をする必要 がありますか？	※介護保険貸与に係る用具を取り扱われていますか？ ① T A I S 登録はされていますか？ ②未登録の用具のうち、サービス提供又は請求実績の「いずれか ある」場合には届出が必要です。 この場合、手引きのP1及び2に記載している※1や※2の書類 等の添付とデータ入力が必要となります。（書類は貸与事業者の 協力が必要です。） 貸与事業者からの要請に応じて、届出をお願いします。	フロー図 手引きP1、2 厚労省の文書	
2	○		届出の必要性	当社では既に用具の製造や販 売を行っています。届出は どうしたら良いのでしょうか？	①いつまで製造販売されていたか？ ②貸与事業者において、サービス提供又は請求実績の「いずれか ある」場合には届出をしていただく必要があります。貸与事業 者からの要請に応じて、届出をお願いします。 ※状況に応じて、当該リストを確認すること。	当該リスト 当該リストには、 「現在 T A I S を 削除している用具 のうち、平成29 年6月利用分にお ける介護給付費の 請求実績がある用 具」をメーカー毎 に掲載しておりま す。	
3	○		届出の必要性	当社の製品が貸与されている か不明なのですが、届出はど のように対応すれば良いので しょうか？	① T A I S 登録はされていますか？ ②未登録の用具のうち、サービス提供又は請求実績の「いずれか ある」場合には届出が必要です。 製品を販売した貸与事業者からの要請に応じて、届出を行ってく ださい。	厚労省の文書	
4	○		届出の必要性	過去、T A I S 登録していた 用具について、今回、届出す る必要はあるのでしょうか？	現在 T A I S を削除している用具のうち、平成29年6月利用分 における介護給付費の請求実績がある用具は届出不要です。 当該リストで確認すること。 当該リストに掲載されていない用具で、貸与事業者からサービス 提供又は請求実績の「いずれかある」との申出があった場合に は、その要請に応じ、ご協力をお願いします。（T A I S コード 又は届出コードのいずれかの記載が、11月請求分から義務化さ れます。）	当該リスト 厚労省の文書	
5	○		届出の必要性	「現在 T A I S を削除してい る用具のうち、平成29年6 月利用分における介護給付費 の請求実績がある用具につい ては、本年度以降は届出を 不要とします」と記載されて いますが、来年度以降はどう なるのでしょうか？	今回の届出に係る事務手続きにつきましては、本年度の「（厚生 労働省）老人保健健康増進等事業」から補助を受けて行っており ます。 今般の措置は、現場の混乱とメーカー等の負担が著しく過大にな ることを懸念行ったものです。今回、公表されるリストが、今 後どのような形で更新されるか現時点では不明であり、その取扱 いも現在のところから状況です。 （今後、協会では廃盤になった用具の D B 化等も検討することと しています。）		

貸与価格の見える化を推進するための「福祉用具届出システム」 Q & A 集

N0.	製造	供給	項目	Q : 質問	A : 回答	参考資料	メモ
6	○		届出の必要性	既にT A I S から削除していただきますが、今回、届出をしない場合、どのようなものになるのでしょうか？	(25日付) 厚労省発出の文書にもありますように、この届出システムは貸与価格の見える化(平均価格・上限価格の公表)を推進するためのものであります。 T A I S コードを有していない商品に係る取扱いにつきましては、平成29年9月30日までにT A I S コード又は福祉用具届出コードのいずれかを取得いただくことが必要となります。但し、現在T A I S を削除している用具であっても、平成29年6月利用分における介護給付費の請求実績がある用具は届出が不要です。該当するか否かは当該リストから確認してください。	厚労省の文書 当該リスト	
7	○	○	添付書類	見本例で示された「様式第二」のとおり印刷できないのですが、どうしたら良いのでしょうか？ また、添付書類は必ず必要なののでしょうか？	請求実績が確認できる証拠書類の添付は必須です。別様式でも構いませんので、求められている項目を、1届出(用具)毎に確認できる書類をお手数ですが必ず添付してください。 なお、証拠書類を取得するためには、現にサービス提供や請求行為を行っている貸与事業者(1か所)による協力が必要となります。当該製品を販売し、サービス提供等を行っている貸与事業者に協力を要請してください。 参考) 厚労省の文書 「...また、福祉用具貸与事業者においては、福祉用具届出コードの取得に関する手続が適切に行われるよう、福祉用具の製造事業者又は輸入事業者に対し、その求めに応じて介護給付費の請求実績が確認できる書類を提供いただく...」と記載されています。	手引き (P 1、2) 厚労省の文書	
8	○		届出の期間	9月末となっていますが、延長はされないのでしょうか？	厚労省が発出した文書等に記載されている通り、9月末となります。(それ以降、本システムは利用不可となります。)	請求実績の後日入力につき 手引き (P 17)	
9	○		新製品の取扱い	近日、発売予定の用具を届出することはできるのでしょうか？	この届出システムは貸与価格の見える化(平均価格・上限価格の公表)を推進するためのものです。発売前の製品や、サービス提供・請求実績がいずれもない用具を届出することはできません。 ※新製品の登録はT A I S へお願いします	手引き(届出を行う者の要件) フロー図	
10	○		新製品の取扱い	10月以降に新発売される用具の届出はどうしたら良いのでしょうか？	10月貸与分(11月請求分)から、T A I S コード又は届出コードのいずれかの記載が義務化されることを念頭において情報収集であることにご理解ください。 なおT A I S 登録は現行通りです。(毎月20日書類必着、翌月1日U Pとなります。)	厚労省の文書	
11	○		TAIS登録	これを機にT A I S 登録をしたいのですが、...	9月に限り、30日まで登録申請を受理します。公表リストを作成する関係上、締切は厳守となりますのでご注意ください。	登録方法や提出書類は協会HP	

貸与価格の見える化を推進するための「福祉用具届出システム」 Q & A 集

NO.	製造	供給	項目	Q : 質問	A : 回答	参考資料	メモ
12	○		TAIS登録	これを機にTAISを削除したい	現在TAIS登録されている用具は、来年3月31日まで掲載可能ですが、それでも直ぐに削除されますでしょうか？ ※削除する場合、お手数ですがFAXにて該当する用具をご連絡ください。	TAIS情報登録の主な引き (P5参照)	
13	○		TAIS登録	上記の場合、今回届出する必要はありますか？また公表リストには掲載されますか？	基本的には届出をしてください。 TAISを削除した用具の取扱いについて リストへの掲載は、基本的に、平成29年6月利用分における介護給付費の請求実績に基づき、判断されることになると思いますが、現時点で事務局が当該用具の給付実績の有無を確認することはできません。このため、基本的には届出していただくことを推奨します。		
14		○	メーカー不明	貸与している用具のメーカーが分かりません	仕入先等に問合せメーカーを確認・特定してください。 なお、現在TAISを削除している用具のうち、平成29年6月利用分における介護給付費の請求実績がある用具については、本年度に限り、届出不要としています。当該リストは協会HPに掲載します。	当該リスト	
15	○	○	公表リスト	リストはいつどのような形で公表されるのでしょうか？	9月末のTAISコード及び届出コード等の状況を踏まえ、公表リストが作成されるものと思われます。 (25日付)厚生労働省の文書では、「後日とりまとめの上、公表する」となされているところであり、現時点において、正確に期日は不明です。 また、通知やインターネットなど、どのような方法で公表されるかにつきましては、現時点ではわかりません。	厚労省の文書	
16	○	○	公表リスト	リストを更新する時期は定められているのでしょうか？	事務局ではわかりません。 今後、厚労省にて決定されることと思われます。		
17	○		TAIS登録の締切期限	TAIS登録の期限について教えてください。	TAISは毎月20日までに書類提出されたものについて不備等がなければ、翌月1日に（協会HPにて）公開しています。 9月に限り、届出期日と合わせ9月30日とさせていただきます。従って、10月の情報公開が少し遅れることをご了承ください。		
18		○	その他	届出システムへの用具の届出、入力事務を貸与事業者等に行わせても良いでしょうか？	届出手続きは、基本的に、福祉用具製造・輸入事業者が行ってください。 ※貸与事業者から届出された情報は、無効となりますのでご注意ください。 貸与事業者は添付書類の提出について、メーカーからの依頼に対して協力してください。	手引き フロー図 厚労省の文書	

貸与価格の見える化を推進するための「福祉用具届出システム」 Q & A 集

NO.	製造	供給	項目	Q : 質問	A : 回答	参考資料	メモ
19		○	その他	届出はメーカーが行うより、ベ 貸与している事業者が行うべ きではありませんか。その方 が合理的だと思います が・・・	約7000ヶ所の供給事業者が一同に届出をしようと、同じ用具 が複数個届出されてしまうことになりました。 数万個にもなる可能性がある膨大なデータの名寄せすることは 事実上困難であることをご理解ください。こうした背景を踏ま え、今回、メーカー・輸入事業者にご協力いただくこととしたと ころです。 厚労省発出の文書にも記載のとおり、メーカー等にはご理解とご 協力を賜りますよう、丁寧に要請していただきます。	厚労省の文書 テクノの文書	
20	○	○	その他	コードの記載は、いつから義 務化されるのでしょうか？	今回同封しております、(25日付発出) 厚労省発出の文書で は、「平成29年10月の貸与分(11月の介護給付費請求分) から、TAISコード又は福祉用具届出コードの記載がない介護 給付費の請求については、各国民健康保険団体連合会の審査にお いて返戻することを予定しています」と記載されています。	厚労省の文書	
21	○		その他	今回送付された資料や実施内 容等については、貸与事業者 等にも周知されているので しょうか？	(25日付) 厚労省発出の文書を通じて、各都道府県から各市町 村・保険者、更には管内の貸与事業者等へ周知されていることと 思われます。 また、協会HPにも関係資料を掲載するとともに周知に努めてい るところです。 更に日本福祉用具供給協会や国保中央会等からも全国の貸与事業 者等へ周知されているところです。		
22	○	○	その他	標準偏差とは、どういったも ののでしょうか？	全国介護保険担当課長会議資料(平成29年7月3日)にて解説 されています。		
23	○	○	その他	届出することにメーカーや貸 与事業者に何のメリットが有 るのでしょうか？	(25日付) 厚労省発出の文書にもありますように、この届出シ ステムは貸与価格の見える化(平均価格・上限価格の公表)を推 進するためのものです。 「平成29年10月の貸与分(11月の介護給付費請求分)か ら、介護給付費明細書にTAISコード又は福祉用具届出コード のいずれかを記載いただくことが必要となること」を踏まえての 措置であることを何卒ご理解いただき、ご協力ください。	厚労省の文書	

注) 掲載している内容は、発行日現時点のものです。今後、変更する場合があります。今後、変更する場合があります。今後、変更する場合があります。

全国介護保険担当課長会議資料

平成 29 年 7 月 3 日 (月)

厚生労働省老健局

- | |
|---|
| <p>○本冊子は、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。</p> <p>○リサイクル適性の表示：紙へリサイクル可</p> <p>本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。</p> |
|---|

高齡者支援課

3. 福祉用具・住宅改修について

(1) 福祉用具の保険給付の適正化について

① 福祉用具貸与の見直しについて（別紙資料1）

昨年 12 月 9 日に社会保障審議会介護保険部会において取りまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見」では、福祉用具の給付のあり方について、介護保険制度の持続可能性の確保の一環として明記された。

具体的には、適切な貸与価格を確保する等の観点から、

- ・ 国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握し、ホームページにおいて当該商品の全国平均貸与価格を公表する仕組みを作ることが適当である
- ・ 貸与価格に一定の上限を設けることが適当である

等といった内容が盛り込まれた。

また、平成 29 年度予算の編成過程において、貸与価格の上限については「全国平均貸与価格＋1 標準偏差」とすることとされたほか、その施行日については平成 30 年 10 月となった。

さらに、去る 6 月 21 日には、社会保障審議会介護給付費分科会においても議論が始まったところである。

これらを踏まえ、現在、公益社団法人国民健康保険中央会、公益財団法人テクノエイド協会等とも連携を図りながら、具体的な仕組みについて検討を進めているところであるが、今後、保険者、福祉用具貸与事業者等において、必要に応じてシステム改修等も生じ得ることから、下記のとおり、現時点で想定される貸与価格を把握するための見直し内容及びスケジュールについて、あらかじめお知らせする。

なお、本見直し内容及びスケジュールは現時点で想定されるものであり、今後の検討により変更が生じ得ることを申し添える。

ア 貸与価格の全国的な状況を把握するための見直し内容

利用者が適切に福祉用具を選択できるようにするためには、それぞれの商品の仕様や機能と併せて貸与価格の情報が提供されることが望ましい。

現行において、介護給付費の請求に当たっては、介護給付費明細書に^タ ^{アイ} ^スコード、^{ジャ} ^ンコード又はローマ字で商品コード等の記載をいただいているところであるが、今後、効果的かつ効率的に貸与価格の全国的な状況を把握するため、商品コード等と商品の価格情報が一元的に管理されていないT A I Sコード以外の記載についても、「5桁-6桁（半角・英数字）」のコードとすることを検討している。

T A I Sコードを有していない商品に対するコードの付与等については、本年度の老人保健健康増進等事業（公益財団法人テクノエイド協会）を活用して行うことを予定しており、詳細については別途お知らせするが、各都道府県等におかれては、本見直し内容について御理解いただくとともに、管内の保険者、福祉用具貸与事業者等へ広く周知いただくようお願いする。

なお、現行の介護給付費明細書の記載に関しても、T A I Sコード等が正確に記載されていない、複数の福祉用具を一つにまとめて記載されているといった事例が指摘されているため、

- ・ T A I Sコード等について、誤りなく正確に記載いただく
- ・ 同一商品を含め、複数の福祉用具を請求する場合も、一つ一つ分けて記載いただく

といった点に改めてご留意いただくとともに、介護給付費請求書等の適切な記載について徹底いただくようお願いする。

具体的な記載方法については、「介護給付費請求書等の記載要領について」（平成13年11月16日老老発31号厚生労働省老健局老人保健課長通知）等を参照されたい。（上記見直し内容を踏まえて

今後改正予定)

イ 想定されるスケジュール

現時点で想定されるスケジュールは次のとおりである。

・ 平成 29 年 7 月～ 9 月頃

「5 桁-6 桁（半角・英数字）」のコードの付与

・ 平成 29 年 10 月頃

介護給付費明細書に「5 桁-6 桁（半角・英数字）」のコードを記載

・ 平成 30 年春～夏頃

全国平均貸与価格・上限価格の公表

・ 平成 30 年 10 月

施行

② その他適正化に向けた取組について

福祉用具の保険給付の適正化に向けては、

- ・ 平成 21 年 8 月より、保険者が国保連合会の介護給付費データを活用し、同一製品の貸与価格幅等が記載された介護給付費通知を発出することを可能としたほか、
- ・ 平成 26 年 3 月より、公益財団法人テクノエイド協会が国保連合会から種目別の全国平均価格と全国最頻価格（実勢値）の提供を受け、製品情報と合わせてホームページ上で公開する

といった取組を行っているところである。

また、一部の自治体においては、独自に貸与価格を公表するなどの取組を行っている。

各都道府県等におかれては、引き続き、これらの適正化に向けた取組が積極的に行われるよう、管内の保険者等へ広く周知いただくようお願いする。

（２）住宅改修の見直しについて（別紙資料２）

昨年 12 月 9 日付けで、社会保障審議会介護保険部会において「介護保険制度の見直しに関する意見」が取りまとめられ、住宅改修の給付のあり方についても、介護保険制度の持続可能性の確保の一環として盛り込まれた。住宅改修については、工事価格の設定は住宅改修事業者の裁量によるほか、事業者により技術・施工水準のバラツキが大きいなどの課題がある。

このため、今般の見直しにおいて、

- ・ 事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式（改修内容、材料費、施工費等の内訳が明確に把握できるもの）を国が示す
- ・ 複数の住宅改修事業者から見積もりを取るよう、ケアマネジャー（介護支援専門員）が利用者に説明する
- ・ 建築の専門職や福祉の専門職が適切に関与している事例や、住宅改修事業者への研修会を行っている事例等、保険者の取組の好事例を広く横展開する

といった取組を進めることとしている。

厚生労働省においては、本年度、老人保健健康増進等事業を活用し、実際の好事例の把握・整理等を行うこととしているので、各都道府県等におかれては、あらかじめ御了知いただくとともに、管内の保険者等へ広く周知いただくようお願いする。

Ⅱ 介護保険制度の持続可能性の確保

2. 給付のあり方

(2) 福祉用具・住宅改修

【福祉用具】

介護保険制度の見直しに関する意見(抄)
(平成28年12月9日 社会保障審議会介護保険部会)

○ 福祉用具は、利用者が可能な限り居室において自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は改善を図り、状態の悪化の防止に資するとともに、介護者の負担の軽減を図る役割を担っている。

○ この福祉用具については、価格の設定に当たっては、通常、商品価格のほか、計画書の作成や保守点検などの諸経費が含まれているが、価格の設定が事業者の裁量によることから、同一商品であっても、平均的な価格と比べて非常に高価な価格請求が行われているケースが存在するなどの問題がある。

○ このような状況を踏まえ、国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握し、ホームページにおいて当該商品の全国平均貸与価格を公表する仕組みを作ることが適当である。

○ また、利用者が、自立支援や状態の悪化の防止に資する適切な福祉用具を選択できるよう、福祉用具専門相談員が、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格等を利用者に説明することや、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示することを義務づけることが適当である。併せて、利用者に交付しなければならぬ福祉用具貸与計画書をケアマネジャーにも交付することとするのが適当である。

○ さらに、福祉用具貸与は保険料や公費を原資としていることを踏まえ、適切な貸与価格を確保するため、貸与価格については、自由価格を基本としつつも、一定の歯止めを設けることが適当である。

具体的には、貸与価格に一定の上限を設けることが適当である。その際、離島などの住民が利用する場合などについては、現行と同様に、交通費の加算を認めることとすることが適当である。

○ また、これらの前提として、貸与事業者に対し、介護給付費請求書の適切な記載方法の徹底を図ることが適当である。

○ このほか、価格の透明化と利用者の選択を推進する観点から、福祉用具の貸与価格について、本体価格と搬送費や保守点検費用を分けて提示すべきとの意見があった一方で、事務コストとの兼ね合いもあり、その必要性を疑問視する意見があった。

また、福祉用具については、利用者の負担増や公定価格の設定等をすべきとの意見や将来的に給付の対象について議論すべきという意見もあったが、現行制度の維持を求める意見があった。

さらに、福祉用具の利用に際しては、リハビリテーション専門職の関与が重要との意見があった。

福祉用具貸与の見直し

見直しの方向性

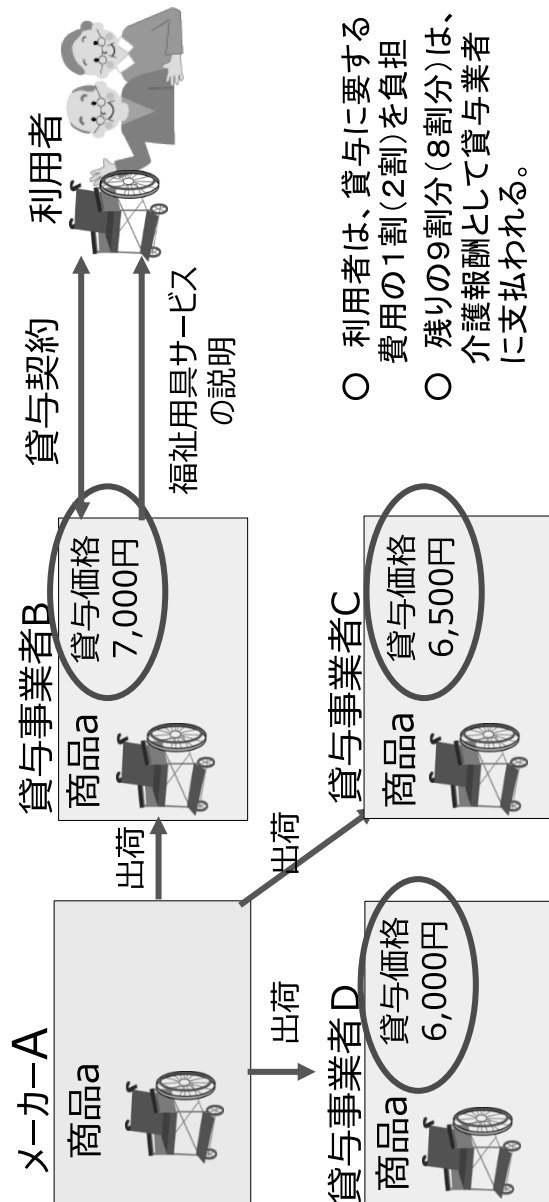
徹底的な見える化等を通じて貸与価格のばらつきを抑制し、適正価格での貸与を確保する。

【平成30年10月施行】

福祉用具貸与の仕組み

- 福祉用具は、対象者の身体状況等に
応じて交換ができるように原則貸与
- 福祉用具貸与は、市場価格で保険給
付されており、同一商品（例：メーカーA
の車いすa）でも、貸与事業者ごとに価
格差がある。
- これは、貸与事業者ごとに、仕入価
格や搬出入・保守点検等に要する経費
に相違があるためである。

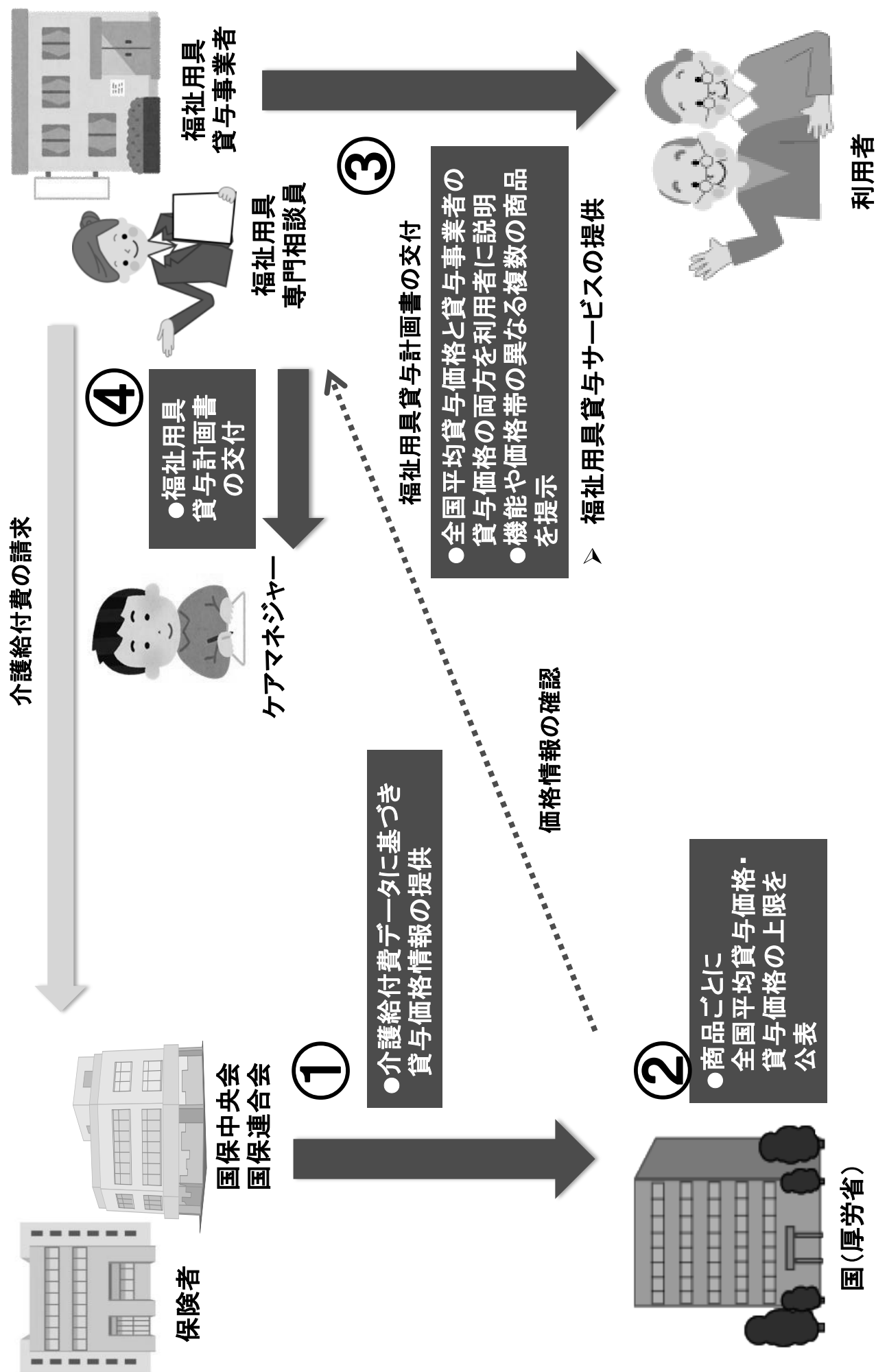
* 福祉用具…車いす、つえ、特殊寝台など



見直し内容

- 国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握。当該商品の全国平均貸与価格を公表
- 貸与事業者(福祉用具専門相談員)は、福祉用具を貸与する際、当該福祉用具の全国平均貸与価格と、その貸与事業者の貸与価格の両方を利用者に説明。また、機能や価格帯の異なる複数の商品の提示。(複数商品の提示は30年4月施行)
- 適切な貸与価格を確保するため、貸与価格に上限を設定
※ 貸与価格の上限は商品ごとに設定する(当該商品の全国平均貸与価格+1標準偏差)。

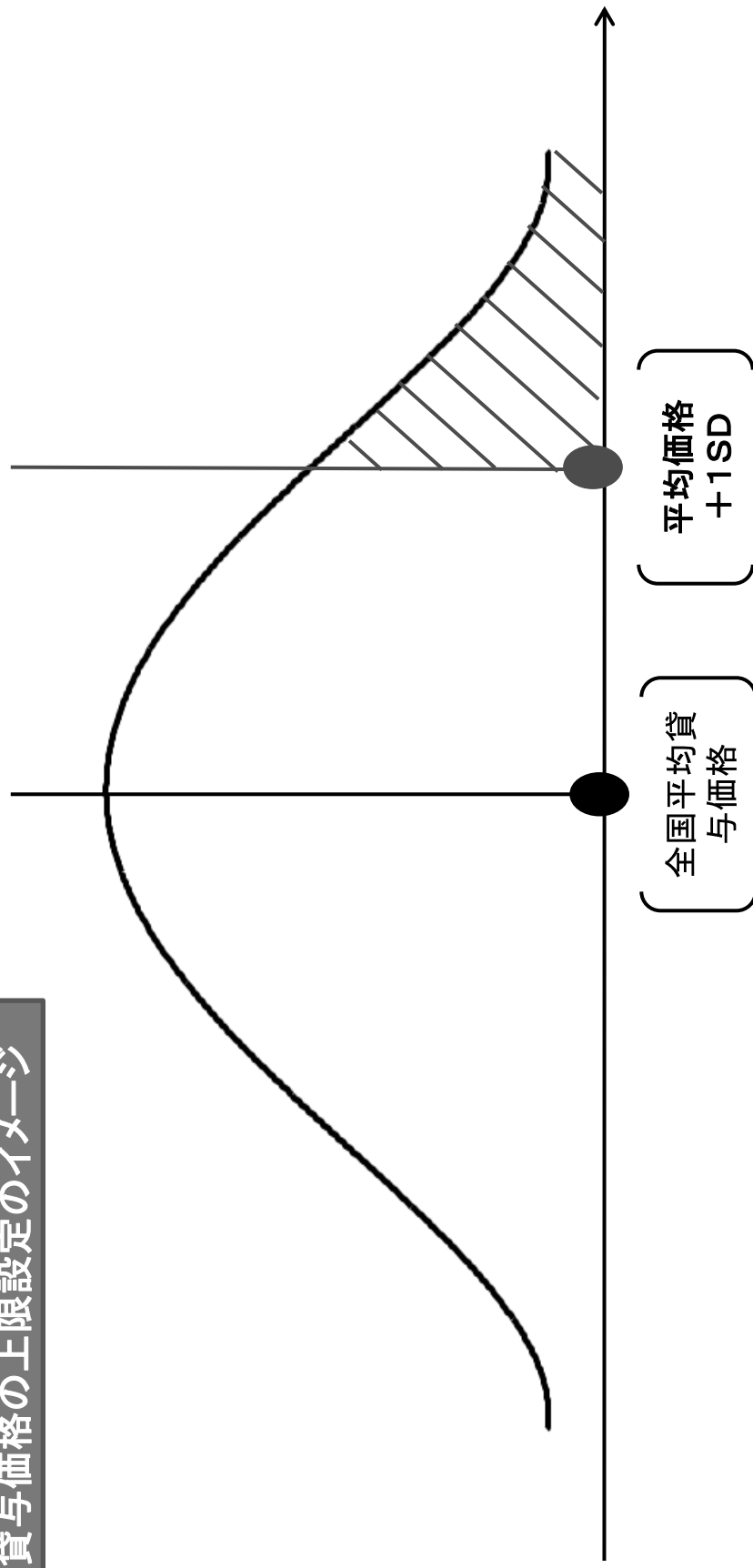
福祉用具貸与の見直しについて（取組のイメージ）



福祉用具の貸与価格の上限設定の考え方

- 福祉用具の貸与価格の上限設定については、商品ごとに行う。
- 具体的には、当該商品の「全国平均貸与価格 + 1標準偏差(1SD)」とする。
 - ※ 標準偏差とは、データの散らばりの大きさを表す指標であり、「全国平均貸与価格 + 1標準偏差(1SD)」は上位約16%に相当(正規分布の場合)。

貸与価格の上限設定のイメージ



- ※ 上位約16%に相当(正規分布の場合)
- ※ 離島などの住民が利用する場合などは
交通費に相当する額を別途加算

平成 2 9 年度
福祉用具貸与価格の見える化に関する研究事業
報 告 書

平成 3 0 年 3 月 発行
発 行 者 公益財団法人テクノエイド協会
〒162-0823
東京都新宿区神楽河岸 1 番 1 号 セントラルプラザ 4 階
TEL 03-3266-6880 FAX 03-3266-6885

この事業は、平成 2 9 年度老人保健健康増進等事業の国庫補助として厚生労働省から補助金の交付を受けて実施したものです。